

職業訓練上特別な支援を要する障害者の職業訓練の在り方に関する検討会報告書
(案)

平成25年 月

○ 目 次

I 障害者職業能力開発の現状について	P1
1 障害者職業能力開発校における訓練実施状況	P2
2 特別支援障害者への訓練実施状況	P2
II 「職業訓練上特別な支援を要する障害者の職業訓練の在り方に関する検討会」 の検討状況について	P4
1 特別支援障害者の範囲の再検討	P4
(1) 現行の特別支援障害者についての基本的考え方	P4
(2) 検討会における検討状況	P6
(3) 調査の概要	P7
(4) 特別支援障害者の範囲の見直し	P16
2 職業訓練上の合理的配慮の提供に関する検討	P24
(1) 検討会における検討状況	P24
(2) 職業訓練上の合理的配慮に関する概念整理（障害者職業能力開発校に おける合理的配慮の提供）	P25
(3) 訓練生に対する支援・配慮事項調査	P27
III 特別支援障害者の職業訓練の今後の在り方について	P30
別添 1 障害者職業能力開発校における入校選考状況調査（平成23年度）	P33
別添 2 障害者職業能力開発校における入校・修了・就職状況調査（平成23年度）	P39
別添 3 特別支援障害者の要件に該当する障害種別・程度に関するアンケート調査	P45
別添 4 「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に関する状況把握調査	P53
別添 5 訓練生に対する支援・配慮事項調査	P56
別添 6 調査票要件・支援内容コード表	P69

I 障害者職業能力開発の現状について

雇用情勢は依然として厳しさが残る中で、障害者の雇用状況に関して民間企業の障害者の実雇用率（雇用義務のある56人以上規模の企業における6月1日の実雇用率）をみると、平成24年は過去最高の1.69%となっており、法定雇用率1.8%に届いていないものの、長年趨勢的に増加基調で推移している。また、民間企業（56人以上規模の企業：法定雇用率1.8%）に雇用されている障害者の数をみると、平成24年は過去最高の38万2,363.5人となっている。

他方、ハローワークにおける障害者の職業紹介状況をみると、ハローワークに新規に求職を申込む障害者が年々増加しており、平成23年度は148,358件となっている。障害種類別には、ここ数年、身体障害者が6万件台と横ばいで推移している中、精神障害者、知的障害者が大幅に増加している。就職件数は平成23年度59,367件と過去最高となっている。就職率は40.0%と2年連続で上昇している。平成23年度解雇者数は1,253人と前年度を下回っている。

こうした中、障害者が働く上で必要な知識・技能を身につけて就職の実現を図るために、職業能力開発施策の重要性が益々高まっている。

障害者に対する公共職業訓練は、現在、障害者職業能力開発校（以下「障害者校」という。）及び一般の職業能力開発校（以下「一般校」という。）における職業訓練、並びに企業、社会福祉法人等民間団体を活用した委託訓練（以下「障害者委託訓練」という。）を実施している。

平成23年度の職業訓練実施状況をみると、受講者数は全体で8,630人であり、そのうち障害者委託訓練の受講生が5,706人と全体の約3分の2を占め、障害者校は2,205人と全体の約4分の1となっている。

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	受講者数	就職率								
障害者職業能力開発校における職業訓練	2,442	-	2,262	-	2,311	-	2,305	-	2,205	-
離職者訓練	1,965	65.7%	1,905	59.0%	1,968	55.0%	2,030	60.0%	1,948	65.9%
在職者訓練	477	-	357	-	343	-	275	-	257	-
一般校における障害者職業訓練	759 [366]	76.3%	759 [425]	70.6%	733 [425]	64.9%	732 [378]	72.8%	719 [347]	76.2%
障害者の多様な委託訓練	5,349	41.4%	5,781	38.4%	6,121	-	6,280	-	5,706	-
離職者訓練	5,349	41.4%	5,781	38.4%	6,067	41.6%	6,198	43.8%	5,637	44.4%
在職者訓練	-	-	-	-	54	-	82	-	69	-
合 計	8,550	-	8,802	-	9,165	-	9,317	-	8,630	-

一般校における障害者職業訓練枠の〔 〕内の数字は、障害者向け専門コースの受講者数を表す。

1 障害者職業能力開発校における訓練実施状況

障害者校は、全国に19校設置・運営されており、そのうち、国立校が13校、県立校が6校となっている。国立校のうち、2校は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営し、11校は都道府県に運営を委託している。

国立機構営校は、全国の広範囲から精神障害者、発達障害者等職業訓練上特別な支援を要する障害者（以下「特別支援障害者」という。）を受入れ、広域障害者職業センターと一体となって、職業評価から、職業訓練、職業指導まで一貫した先導的な職業訓練を実施している。また、特別支援障害者の指導技法等を開発し、その成果を全国の障害者校に普及させている。

国立県営校及び県立県営校は、障害特性に応じた指導技法等職業訓練のノウハウの蓄積を図りつつ、一般校及び障害者委託訓練で受入れが困難な特別支援障害者に重点を置いた職業訓練を実施し、地域における障害者職業能力開発を担う拠点としての役割を担っている。

○国立機構営校（2校）

- ・国が設置し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営
- 中央障害者職業能力開発校（国立職業リハビリテーションセンター）
- 吉備高原障害者職業能力開発校（国立吉備高原職業リハビリテーションセンター）

○国立県営校（11校）

- ・国が設置し、都道府県に運営を委託
- 北海道障害者職業能力開発校
- 東京障害者職業能力開発校
- 石川障害者職業能力開発校
- 大阪障害者職業能力開発校
- 広島障害者職業能力開発校
- 鹿児島障害者職業能力開発校
- 宮城障害者職業能力開発校
- 神奈川障害者職業能力開発校
- 愛知障害者職業能力開発校
- 兵庫障害者職業能力開発校
- 福岡障害者職業能力開発校

○県立県営校（6校）

- ・都道府県が設置・運営
- 青森県立障害者職業訓練校
- 静岡県立あしたか職業訓練校
- 京都府立京都障害者高等技術専門校
- 千葉県立障害者高等技術専門校
- 愛知県立春日台職業訓練校
- 兵庫県立障害者高等技術専門学院

2 特別支援障害者への訓練実施状況

平成19年以降、特別支援障害者への職業訓練を推進するための取り組みとして、①全国の障害者校において、特別支援障害者の受入れを積極的に促進し、これらの障害者に対する訓練ノウハウを蓄積する、②国立機構営校において、特別支援障害者を重点的に受入れて先導的な職業訓練を実施しつつ、指導技法等の開発、訓練カリキュラムの見直し等に取り組み、そこで得られた訓練技法やノウハウを他の障害者校でも活用できるよう、普及を図る、③特別支援障害者の受入れの促進に伴い、職業訓練指導員の支援・配慮に係る業務が増加するため、受入れ数を踏まえ、運営に係る費用について、予算配分上、一定の配慮を実施する等の対策を実施してきている。

その結果、平成23年度の障害者校の特別支援障害者の入校割合は、19校平

均で30.6%となっている。平成19年度の19.6%から平成22年度の31.2%まで年々上昇傾向にあったが、その後、横ばいで推移している。入校割合を障害者校別にみると、最も高いものは57.5%、最も低いものは7.5%（知的障害者専門の職業訓練を実施している愛知県立県営障害者校は除く。）とばらつきがみられる。設置運営形態別にみると、国立機構営校は52.7%、国立県営校は26.4%、県立県営校は25.9%となっている。障害種別・程度別に受け入れ状況をみると、精神障害者が207人、発達障害者が125人、2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害を重複する者が114人と多くなっている。19年度と比較すると、精神障害者、発達障害者の増加割合が高くなっている。

特別支援障害者の入校状況の推移

(単位:人)

	障害者校	入校者数	特別支援 障害者	特別支援障 害者入校割 合(%)	視覚障害1 級	視覚障害2 級	上肢障害1 級	2級以上の 両上肢・両 下肢重複者	3級以上脳 性まひによ る上肢機能 障害及び3 級以上の脳 性まひによ る移動機能 障害を併存 する者	体幹障害1 級	体幹障害2 級	精神障害者	発達障害者	高次脳機能障 害
19年度	国立機構営	261	86	33.0	10	6	1	16	6	1	4	10	4	28
	国立県営	1,143	201	17.6	4	7	31	40	21	16	16	36	23	7
	県立県営	288	45	15.6	0	1	0	11	5	7	5	7	7	2
	合計	1,692	332	19.6	14	14	32	67	32	24	25	53	34	37
20年度	国立機構営	259	117	45.2	6	7	3	13	5	1	5	22	25	30
	国立県営	1,125	279	24.8	3	9	18	63	15	19	23	91	24	14
	県立県営	263	55	20.9	0	0	4	10	5	9	2	4	13	8
	合計	1,647	451	27.4	9	16	25	86	25	29	30	117	62	52
21年度	国立機構営	273	135	49.5	5	9	2	14	6	2	1	33	31	32
	国立県営	1,099	275	25.0	7	12	20	21	10	7	30	115	34	19
	県立県営	260	84	32.3	0	1	4	10	7	15	2	18	22	5
	合計	1,632	494	30.3	12	22	26	45	23	24	33	166	87	56
22年度	国立機構営	279	140	50.2	8	4	0	17	5	1	1	37	32	35
	国立県営	1,159	334	28.8	11	8	24	30	11	15	28	148	47	12
	県立県営	294	66	22.4	0	2	2	4	3	9	3	21	22	0
	合計	1,732	540	31.2	19	14	26	51	19	25	32	206	101	47
23年度	国立機構営	273	144	52.7	3	2	4	12	5	0	3	37	50	28
	国立県営	1,033	273	26.4	13	13	14	15	14	10	14	134	39	7
	県立県営	355	92	25.9	0	1	2	3	2	1	8	36	36	3
	合計	1,661	509	30.6	16	16	52	114	21	11	25	207	125	38

II 「職業訓練上特別な支援を要する障害者の職業訓練の在り方に関する検討会」の 検討状況について

特別支援障害者の職業能力開発に関しては、平成19年の検討結果を踏まえて特別支援障害者の範囲が決定されて以降、各障害者校において特別支援障害者を積極的に受け入れ、個々の障害特性に配慮したきめ細かな職業訓練を実施してきている。しかしながら、前回の検討から6年を経過し、その間、求職障害者の増加、障害程度の重度化・多様化、職業訓練の指導技法や訓練環境等の変化に伴い、職業訓練上必要とされる特別な支援の内容、その必要性の高い障害者の範囲も変化し、前回の検討内容と職業訓練現場の実態との間に乖離も見受けられる状況にあることから、特別支援障害者の在り方に関して再検討を行うことが必要となっている。

他方、障害者の権利に関する条約が、国連総会で採択され平成20年5月に発効している。我が国も平成19年9月に同条約に署名し、現在、批准に向けて検討が進められている。この条約の中で、障害者が職業訓練を効果的に利用することを可能とすることや、障害者が差別なしにかつ他の者と平等に職業訓練の機会を与えられることを確保するために合理的配慮が提供されることを旨とする内容が定められている。これまで障害者の公共職業訓練において、障害のある訓練生への職業訓練上の配慮は行われてきているが、今後、障害者校における職業訓練上必要となる合理的配慮の提供を推進するためには、「合理的配慮の提供」という新たな概念の下にその実態を把握し、職業訓練上必要となる特別な支援との関係を整理することが重要となっている。

このため、厚生労働省職業能力開発局能力開発課では、昨年の11月、障害者職業訓練に係る実務を担当する専門家を中心とするメンバーによる「職業訓練上特別な支援を要する障害者の在り方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、特別支援障害者の訓練実態把握のための調査（①障害者職業能力開発校における入校選考状況調査（平成23年度）及び障害者職業能力開発校における障害別の入校・修了・就職状況調査（平成23年度）、②特別支援障害者の要件に該当する障害種別・程度別に関するアンケート調査、③「職業訓練上の特別な支援を要する障害者」に関する状況把握調査、並びに④訓練生に対する支援・配慮事項調査）を実施するとともに、課題やその対応策等について議論を重ね、特別支援障害者の範囲の再検討、及び職業訓練上の合理的配慮の提供等特別支援障害者の職業訓練の在り方についての検討を行っている。

検討状況は以下のとおり。

1 特別支援障害者の範囲の再検討

(1) 現行の特別支援障害者についての基本的考え方

平成19年に、厚生労働省職業能力開発局能力開発課において、「職業訓練上特別な支援を要する障害者の職業訓練のあり方に関する検討委員会」（以下「平成19年検討会」という。）を開催し、障害者校の果たすべき役割を念頭に置きつつ、今後障害者校が重点的に取り組むべき職業訓練の対象者を特別支援障害者として位置づけ、その範囲を定めている。

当時、障害の重度化、多様化に対応したきめ細かい職業訓練の必要性が高まる中で、障害者の職業能力開発を専門的に行う障害者校においては、一般校及び障害者委託訓練での受入れが困難な重度障害者等の受入れを推進しつつ、障害の態様に応じた職業訓練技法等の蓄積を図ることなどにより、地域における職業能力開発の拠点として先導的な役割が求められていた。また、障害者校で職業訓練を実施するに当たっては、同じ重度障害者でも、障害種別により、職業訓練遂行の困難度等に違いがあることや、従来の定義に当てはまりにくい障害で、障害の態様に応じた職業訓練をこれまで以上に必要とする人も多いこと等が指摘されていた。

こうした中で、障害者校の先導的な役割を踏まえ、障害者校が重点的に職業訓練を実施すべき対象者について、関係者の意識共有を図りつつ、以下の具体的な検討を行っている。

平成19年検討会では、今後障害者校が重点的に職業訓練を実施すべき対象者を特別支援障害者と位置づけ、次の3要件に該当する者として概念整理を行っている。

「特別支援障害者」の3要件

- i 一般的な集合訓練の実施に難しい面があり、障害の態様に応じた個別的対応を特に要する障害者
- ii 障害の態様に応じた職業訓練に関わる技法・経験がまだ十分蓄積されておらず、新たな技能習得ノウハウの開発・試行等の対応を要する障害者
- iii 特別な支援を要する障害者に対して適切に対応できる精神科医など外部の専門家や支援者等（障害者校において一般的に配置されていない者）との継続的な連携・協力を要する障害者

上述の3つの要件は、職業訓練指導員がきめ細かな配慮や創意工夫に基づいた訓練支援（健康状態、心身機能及び背景因子との関係を考慮した適切な訓練支援）を提供することで、職業訓練機会の拡充や訓練効果を高めることにより、仕事上の活動制限や参加制約を取り除くことが可能になると考えられる障害者を「訓練実施に当たり、より重点的に支援を実施していく必要性の高い障害者」と見なすとの視点にたって整理したものである。

その上で、上述の3要件に該当する障害者の具体的範囲を、①訓練校にお

ける訓練生の受入れ状況、②訓練生に対する支援・配慮の内容、③職業訓練上の課題等を総合的に勘案して、以下のとおり決定している。

「特別支援障害者」の範囲

- ・ 視覚障害 1級・2級の者
- ・ 上肢障害（脳性まひによる上肢機能障害を含む。）1級の者
- ・ 2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害を重複する者
- ・ 3級以上の脳性まひによる上肢機能障害及び3級以上の脳性まひによる移動機能障害を重複する者
- ・ 体幹障害 1級・2級であって、特に配慮を必要とする者
- ・ 精神障害者
- ・ 発達障害者
- ・ 高次脳機能障害者

(2) 検討会における検討状況

今回の検討会では、特別支援障害者の範囲等の再検討に関して、特別支援障害者の3要件、特別支援障害者への職業訓練に関する障害者校の役割、特別支援障害者の評価に関する調査、及び重複障害者の支援の在り方などについて議論を重ねている。検討会における主な意見は以下のとおり。

(特別支援障害者の3要件とその範囲について)

- ・ 現行の特別支援障害者の範囲に関する3つの要件は、これまで職業訓練現場で運用を行ってきたが、適切なものであるとの印象を受ける。
しかし、具体的に掲げられている特別支援障害者の範囲については、現行の対象者に入らない障害者であっても特別な支援を要する受講生がいる。また、逆に範囲に含まれている障害者であっても、特別な支援の必要度が相対的に低い障害者もいると思われる。見直しが必要であると考える。
- ・ 特別支援障害者の基本的な考え方のところで、3つの要件と特別支援障害者の具体的範囲との関係がやや不明確である。例えば、精神障害者についていうと、特別支援障害者に該当するのは、精神障害者全般というより、個別対応が必要な精神障害者、訓練技法が十分蓄積されていない精神障害者、他の機関と連携しないと支援が難しい精神障害者ということになる。3つの要件とのつながりを整理することが、特別支援障害者の見直しにつながるのではないか。

(特別支援障害者への職業訓練に関する障害者校の役割について)

- ・ 障害者校で積極的に受け入れる特別支援障害者の範囲をどう捉えるのかとの視点から考えると、ひとくちに精神障害者といっても、一般校で

十分受け入れることのできる精神障害者もいれば、障害者校で特別な配慮をしながら訓練を行わないと訓練の機会を得るのが難しい精神障害者もいる。こうした点も加味して特別支援障害者の範囲を考える必要がある。

- ・ 訓練上の配慮や支援に関しては、特別な支援を必要とするにもかかわらず障害者校の訓練定員枠の関係で入校できない人もいる。訓練のための基盤整備との関連も考慮に入れる必要がある。
- ・ 一般校における障害者向けの訓練コースは、厚生労働省のモデル事業として、支援体制、研修体制等をしっかり整備した上で実施している。一般校の障害者向けコースは、数に限りのある障害者校では対応しきれないため、一般校の中に障害者校的なコースを設置したという位置づけで整理するという考え方もあるのではないか。

(特別支援障害者の範囲の評価に関する調査について)

- ・ 入校選考で不合格となった者も調査対象に含めて、職業訓練の実施に必要と考えられる支援内容を幅広く把握し、その上で、障害者校が受け入れを促進すべき特別支援障害者として位置づけるべきかどうか評価するべきではないか。
- ・ これから特別支援障害者の具体的な範囲を検討するに当たって、障害の等級で考えるのか、配慮の度合いで考えるのかという問題がある。等級上の障害が軽くても必要な配慮が重なり、高い支援が必要になる場合がある。障害の等級だけでは片付けられない面がある。
しかしながら、個々人の障害の判断については、手帳若しくは医師の診断書等の書類に拠らずに、障害者校が独自に判断することは困難である。調査に当たっては、手帳若しくは医師の診断書等によって判断せざるを得ないのでないのではないか。
- ・ 前回の調査では、①受講のための環境整備・訓練上の配慮等、②生活支援、③就職支援等に分けて、それぞれの領域についての調査項目を定めている。前回調査の結果、調査項目によっては平均点数が極めて低いものが見られるが、調査項目について、その領域、内容について見直す必要があるのでないか。

(多種多様な重複障害者への支援について)

- ・ 重複障害については、各々の障害程度がどの程度かによって支援の在り方が異なる。両方とも重い場合、片方の障害が重い場合、あるいは両方軽度だが重複していることによって支援の必要度が高い場合など様々である。実態を調査した上でないと、重複障害をどう捉えるかは難しい。

(3) 調査の概要

今回の検討会では、障害者校における職業訓練上の特別な支援についての

実態を把握するため、以下の4種類の調査を行っている。

ア 障害者職業能力開発校における入校選考状況調査（平成23年度）及び障害者職業能力開発校における障害別の入校・修了・就職状況調査（平成23年度）

（ア） 障害者職業能力開発校における入校選考状況調査（平成23年度）

（調査対象・調査期間）

調査対象は、平成23年度の障害者職業能力開発校（19校）応募者、入校者。

調査期間は、平成24年12月11日から平成25年1月15日まで。

（調査結果の概要）

- ・ 調査の集計結果は別添資料1のとおり。
- ・ 応募者数は全体で2,961人、入校者数は1,660人となり、その結果、入校しなかった者の割合は43.9%となっている。障害者校に応募したが約4割が入校していない状況にある。
- ・ 入校選考不合格理由についてみると、入校選考不合格理由として回答のあったものは、全体で953件あり、そのうち応募者理由によるものが782件（82.1%）、訓練校理由によるものが171件（17.9%）となっている。応募者理由によるものが多くなっている。

入校選考不合格理由の内訳の主なものをみると、応募者理由によるものでは、①「入校辞退」が199件（20.9%）、②「基礎学力不足」が182件（19.1%）、③「職業適性と訓練科目のミスマッチ」が116件（12.2%）、訓練校理由によるものでは、「定員以上の応募者があり選抜」が113件（11.9%）となっている。

- ・ 重複障害の応募者について、障害種別にみると、①上肢障害+下肢障害が276人と最も多く、②知的障害+発達障害が69人、③上肢障害+下肢障害+高次脳機能障害が38人となっている。また、入校状況についても、応募状況と同様に、①上肢障害+下肢障害が149人、②知的障害+発達障害が21人、③下肢障害+体幹機能障害が19人となっている。

（イ） 障害者職業能力開発校における障害別の入校・修了・就職状況調査（平成23年度）

（調査対象・調査期間）

調査対象は、平成23年度の障害者職業能力開発校（19校）入校者。

調査期間は、平成24年12月11日から平成25年1月15日まで。

(調査結果の概要)

- ・ 調査の集計結果は、別添資料2のとおり。
- ・ 障害者職業能力開発校の修了・就職状況をみると、全体で就職率は64.7%となっている。また、修了者は951人となっており、そのうち就職者は593人となっている。中退者のうち就職者は305人となっている。
- ・ 就職率について、障害種別にみると、知的障害が80.5%、内臓機能障害が71.8%、聴覚・平衡障害が67.2%、下肢障害が65.9%と高くなっている。

他方、高次脳機能障害は33.3%、音声・言語障害は33.3%、精神障害は47.3%と低くなっている。

- ・ 訓練の中退者の状況をみると、全体で中退率は31.4%となっている。就職者を除いた中退率は、全体で9.4%となっている。
- ・ 就職者を除いた中退率を障害種別にみると、精神障害が18.7%、高次脳機能障害が16.7%、内臓機能障害が11.3%と高くなっている。

他方、音声・言語障害は0%、視覚障害は2.9%と低くなっている。

イ 特別支援障害者の要件に該当する障害種別・程度別に関するアンケート調査

(調査対象・調査期間)

調査対象は、平成23年度の障害者職業能力開発校（19校）訓練生。

調査期間は、平成24年12月11日から平成25年1月15日まで。

(調査結果の概要)

- ・ 調査の集計結果は、別添資料3のとおり。
- ・ 特別支援障害者の3要件に該当すると回答のあった個別の支援内容は291件となっており、その内訳をみると、
 - ①「一般的な集合訓練の実施に難しい面があり、障害の態様に応じた個別的対応を特に要する障害者」が159件、②「障害の態様に応じた職業訓練に関わる技法・経験がまだ十分に蓄積されておらず、新たな技能習得ノウハウの開発・試行等の対応を要する障害者」が41件、③「特別な支援を要する障害者に対して適切に対応できる精神科医など外部の専門家や支援者等（障害者校において一般的に配置されていない者）との継続的な連携・協力を要する障害者」が91件となっている。
- ・ 特別支援の内容を前回調査（平成19年）の状況調査区分により分類し、その項目を回答の多い順にみると、①「体調や服薬などの健康管理について、専門機関や家族と連携している」が59件、②「マンツーマンまたはこれに準じる訓練上の支援を行っている」が38件、③「通

院や適応状況に配慮してカリキュラムを弾力的・個別的に設定、実施している」が35件、④「障害に応じたテキストや作業指示書を作成し訓練を実施している」が28件、⑤「通常の指示が理解され難い場合等に、通常より時間をかけて伝達したり、代替手段や補助教材等を活用して理解度を確認している」が25件となっている。

- 障害種別に主なものをみると、

精神障害は、「体調や服薬などの健康管理について、専門機関や家族と連携・調整している」、「通院や適応状況に配慮してカリキュラムを弾力的・個別的に設定、実施している」、「マンツーマンやこれに準じる支援を実施している」の項目が多くなっている。

発達障害は、「通院や適応状況に配慮してカリキュラムを弾力的・個別的に設定、実施している」、「体調や服薬などの健康管理について、専門機関や家族と連携・調整している」、「対人技能、社会生活技能を重視した職業生活指導を実施している」、「障害に応じて、就職活動における基礎知識の付与、職場実習による就業体験機会の提供等、個別の就職支援を行っている」の項目が多くなっている。

視覚障害は、「障害に応じたテキストや作業指示書を作成し訓練を実施している」、「専用機器・ソフトの活用方法と業務への応用の教示をおこなっている」、「体調や服薬などの健康管理について、専門機関や家族と連携・調整している」、「マンツーマンやこれに準じる支援を実施している」の項目が多くなっている。

高次脳機能障害は、「マンツーマンやこれに準じる支援を実施している」、「通院や適応状況に配慮してカリキュラムを弾力的・個別的に設定、実施している」、「体調や服薬などの健康管理について、専門機関や家族と連携・調整している」の項目が多くなっている。

聴覚障害は、「通常の指示が理解され難い場合等に、通常より時間をかけて伝達したり、代替手段や補助教材等を活用して理解度を確認している」、「障害に配慮した特別なカリキュラムを設定している」、「障害に応じたテキストや作業指示書を作成し訓練を実施している」、「日常生活の不安、悩み事等について個別ガイダンスを実施し、健康・生活面の把握を行っている」の項目が多くなっている。

知的障害は、「通院や適応状況に配慮してカリキュラムを弾力的・個別的に設定、実施している」、「障害に応じたテキストや作業指示書を作成し訓練を実施している」、「対人技能、社会生活技能を重視した職業生活指導を実施している」、「体調や服薬などの健康管理について、専門機関や家族と連携・調整している」の項目が多くなっている。

ウ 「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に関する状況把握調査 障害者職業能力開発校の受講者に対する職業訓練支援のうち、主として

職業訓練指導員による対応が求められるものについて、職業技能・職業生活適応力等の習得に関わる支援・配慮事項について項目化し、その水準等を確認することにより、特別支援障害者の輪郭と必要な支援・配慮事項を検討するための資料を得る目的で実施したものである。

(調査方法)

障害者職業能力開発校で職業訓練を実施している職業訓練指導員が、障害種別・等級別に、偏りが生じないように複数の訓練生を抽出し、当該訓練生1人毎に予め設定した職業訓練支援に係る各調査項目について、関与時間、支援水準の点数を以下の表に基づき記載し、その合計を各項目の点数とした。

各障害種別・等級では、複数の訓練生が調査対象となるが、調査項目毎に、これら複数の訓練生の点数を平均したものを、当該障害種別・等級の点数とした。

[関与時間・支援水準の点数表]

関与時間	ときどき、または一時的に必要	1点
	一定程度の頻度で必要	2点
	常時支援が必要	3点
支援水準	高い技術・経験は要しない	1点
	一定程度の技術・経験を要する	2点
	かなり高度の技術・経験を要する	3点

また、当該「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に関する状況把握調査（以下「特別支援状況把握調査」という。）は、中央障害者職業能力開発校、吉備高原障害者職業能力開発校、大阪障害者職業能力開発校及び千葉県立障害者高等技術専門校において実施し、調査を実施する施設においては、各調査項目の判断基準が異なるように原則として一人の記入者を定めて実施することとした。

(調査対象・調査期間)

調査対象は、中央障害者職業能力開発校、吉備高原障害者職業能力開発校、大阪障害者職業能力開発校及び千葉県立障害者高等技術専門校において、原則、現在訓練を実施している下記の対象者とした。

視覚障害1・2級、聴覚障害1・2級、上肢障害1・2級、下肢障害1・2級、体幹障害1・2級、脳性まひによる上肢機能障害1・2級、脳性まひによる移動機能障害1・2級、心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能障害若しくは免疫機能障害（以下「内部障害」という。）1・2級、知的障害重度・中度・軽度、精神障害1・2・3級、発達障害、高次脳機能障害、2級以上の両上肢障害及び2級以上の両下肢障害を重複する者、3級以上の脳性

まひによる上肢機能障害及び3級以上の脳性まひによる移動機能障害を重複する者、知的障害及び身体障害を重複する者
調査期間は、平成25年2月8日から平成25年2月20日まで。

(調査結果の概要)

- ・ 調査の集計結果は、別添資料4のとおり。
- ・ 特別支援状況把握調査の集計結果について、障害種別・程度別（表1）をみると、全体の障害種別・程度数は27障害種別・程度、サンプル数は153人となっている。
- ・ 全体平均点は44.6点となっており、27障害種別・程度のなかで、全体平均点を上回っているのは、13障害種別・程度となっている。
点数の高いところをみると、視覚障害（1級）が79.0点、知的障害（重度）が77.0点、精神障害（1級）が74.0点と、70点以上で特に高くなっている。60点以上では、高次脳機能障害が69.2点、精神障害2級が63.7点、3級が60.2点と高くなっている。他方、点数の低いところをみると、内部障害1級・2級、下肢障害1級・2級、脳性まひによる移動機能障害1級・2級、聴覚障害2級が30点以下となっている。
- ・ 障害種別・程度別の最高点・最低点を見ると、点数の開きが大きいもの（体幹機能障害2級、脳性まひによる上肢機能障害1級、下肢障害1級・2級、内部障害1級など）、小さいものが見られ、障害者校別の平均点を見てもばらつきが見られる。これは、同じ障害種別・程度であっても支援・配慮の度合いに個人差があることに加え、調査実施施設が障害者校4校となり調査員が異なることにより各調査項目の判断基準が完全に調整できない面があるためと考えられる。

現行の特別支援障害者の範囲となっている障害種別・程度（13種別・程度）の状況をみると、その平均点は54.1点と、全体平均（44.6点）に比べて9.5点上回っている。特別支援障害者の範囲のうち10種別・程度が全体平均点を上回っている。現行の範囲となっている障害種別・程度は、上位に位置しているものが多くなっている。他方、現行の特別支援障害者の範囲となっていない障害種別・程度（14障害種別・程度）をみると、全体平均を上回っているのは、知的障害重度、知的障害及び身体障害（重複）及び脳性まひによる上肢機能障害2級の3障害種別・程度が平均点を上回っているものの、11障害種別・程度において平均点を下回っている。

- ・ サンプル数の状況をみると、全体153人となっているが、障害種別・程度によりばらつきがみられる。特に、知的障害重度、精神障害1級及び脳性まひによる移動機能障害1級が各1人、上肢障害1級、脳性まひによる上肢機能障害2級及び内部障害2級が各2人、脳性まひによる上肢機能障害1級が3人と少なくなっている。これは、今回の調査を行った障害者校4施設において、現在、対象者が訓練を受講していないために調査できなかったことによるものと考えられる。

特別支援状況把握調査の集計結果（障害種別・程度別）（表1）

現行対象	障害種別・程度	点数	サンプル数
○	視覚障害1級	79.0点	5
	知的障害重度	77.0点	1
○	精神障害1級	74.0点	1
○	高次脳機能障害	69.2点	4
○	精神障害2級	63.7点	9
○	精神障害3級	60.2点	9
○	発達障害	55.3点	10
○	視覚障害2級	54.9点	7
	知的及び身体障害（重複）	54.1点	8
	脳性まひによる上肢機能障害2級	45.5点	2
○	2級以上の両上肢障害及び2級以上の両下肢障害（重複）	45.4点	5
○	上肢障害1級	45.0点	2
○	体幹機能障害1級	44.6点	5
	知的障害中度	43.6点	6
	知的障害軽度	43.0点	9
○	体幹機能障害2級	39.4点	5
○	3級以上の脳性まひによる上肢機能障害及び3級以上の脳性まひによる移動機能障害（重複）	39.3点	7
○	脳性まひによる上肢機能障害1級	33.4点	3
	聴覚障害1級	33.2点	6
	上肢障害2級	31.0点	7
	脳性まひによる移動機能障害2級	28.9点	4
	聴覚障害2級	28.5点	10
	脳性まひによる移動機能障害1級	27.0点	1
	下肢障害1級	26.9点	7
	下肢障害2級	23.7点	11
	内部障害2級	21.0点	2
	内部障害1級	17.3点	7
全体（27障害種別・程度）		44.6点	153

※ 今回予め調査対象となっていないその他の重複障害は、全体の集計には含めていない。

- 支援・配慮を内容別（表2）にみると、全体平均点（44.6点）の内訳は、訓練内容の変更・調整が6.2点、訓練方法の配慮が27.0点、支援体制（生活支援・就職定着支援）の整備が10.2点、その他が1.2点となっている。個別の調査項目で点数の高い上位をみると（①から④については支援水準を2倍にして算定）、⑤「訓練に理解度・進捗状況等に応じてカリキュラムを弾力的・個別的に実施している」、⑥「障害特性に配慮して訓練環境を柔軟に設定している」、⑦「訓練生の訓練意欲を喚起し訓練を継続させるための動機付けや職業訓練上の悩み等を解消するための個別ガイダンス等を実施している」、⑯「日常生活の不安、社会生活技能を重視した職業生活指導を実施している」、⑰「障害等に応じて、就職活動における基礎知識の付与、職場実習による就業体験機会の提供等、個別の就職支援を行っている（他の機関との連携を含む）」の5項目の点数が高くなっている。

また、関与時間は18.3点、支援水準は26.3点と、訓練内容の変更・調整の調査項目の関与時間に配点がないことの影響もあり、支援水準の得点が大きくなっている。関与時間と支援水準の点数の関係をみると、各調査項目において関与時間の点数が高い場合に支援水準の点数も高い傾向があり、低い場合に低い傾向がある。

- 現行の特別支援障害者の範囲となっている障害種別・程度（13種別・程度）の状況をみると、特別支援障害者の全体平均点（54.1点）の内訳は、訓練内容の変更・調整が7.6点、訓練方法の配慮が32.2点、支援体制（生活支援・就職定着支援）の整備が12.9点、その他が1.4点となっている。個別の調査項目で点数の高い上位をみると、①「入校時において、個々の状況に応じた方法を用いて本人の障害状況を把握し、入校後の訓練カリキュラムの策定や訓練を円滑に実施するためのガイダンス等を行っている」、③「障害に配慮した特別なカリキュラムを策定している」、④「通院や適応状況に配慮してカリキュラムを弾力的・個別的に設定実施している」、⑤「訓練に理解度・進捗状況等に応じてカリキュラムを弾力的・個別的に実施している」、⑥「障害特性に配慮して訓練環境を柔軟に設定している」、⑦「訓練生の訓練環境を喚起し訓練を継続させるための動機付けや職業訓練上の悩み等を解消するための個別ガイダンス等を実施している」、⑯「日常生活の不安、社会生活技能を重視した職業生活指導を実施している」、⑰「対人技能、社会生活技能を重視した職業生活指導を実施している」、⑱「障害等に応じて、就職活動における基礎知識の付与、職場実習による就業体験機会の提供等、個別の就職支援を行っている（他の機関との連携を含む）」、⑲「障害者校での訓練状況の観察や説明会等を通じて、企業に障害の理解促進を図るとともに、個々の障害者が就職するために必要となる職場環境整備のコンサルティングを行っている」の10項目の点数が高くなっている。

特別支援状況把握調査の集計結果（支援・配慮の内容別）（表2）

支援・配慮の内容	全体	時間	水準	特支
【訓練内容の変更・調整】	6.2	—	6.2	7.6
① 入校時において、個々の状況に応じた方法を用いて本人の障害状況等を把握し、入校後の訓練カリキュラムの策定や訓練を円滑に実施するためのガイダンス等を実施している	1.8	—	1.8	2.0
② 障害に配慮した特別な訓練科あるいは訓練コースを設定している	1.2	—	1.2	1.7
③ 障害に配慮した特別なカリキュラムを策定している	1.5	—	1.5	2.0
④ 通院や適応状況に配慮してカリキュラムを弾力的・個別的に設定・実施している	1.7	—	1.7	1.9
【訓練方法の配慮】	27.0	12.9	14.1	32.2
⑤ 訓練の理解度・進捗状況に応じてカリキュラムを弾力的・個別的に実施している	3.9	1.9	2.0	4.3
⑥ 障害特性に配慮して訓練環境を柔軟に設定している	3.7	1.8	1.9	4.4
⑦ 訓練生の訓練意欲を喚起し訓練を継続させるための動機付けや職業訓練上の悩み等を解消するための個別ガイダンス等を実施している	3.6	1.7	1.9	4.0
⑧ 障害に応じたテキストや作業指示書を作成し訓練を実施している	2.3	1.1	1.2	2.8
⑨ 障害に応じた支援機器の開発・試行を行っている	1.0	0.5	0.5	1.8
⑩ 専用機器・ソフトの活用方法と業務への応用の教示を行っている	0.8	0.4	0.4	1.2
⑪ 教材の読み上げ、ページめくり、検定試験のマークシート代筆、検定時間の延長、コピークリップ押印補助等の作業を補助している	0.8	0.4	0.4	1.2
⑫ 通常の指示が理解されがたい場合等に、通常より時間をかけて伝達したり、代替手段や外部の専門家等を活用して対応している	2.9	1.4	1.5	3.2
⑬ 障害特性に配慮して、個別に情報伝達について通常より時間をかけて伝達したり、代替手段や外部の専門家等を活用して対応している	1.5	0.7	0.8	1.4
⑭ 日常生活の不安、悩み事等について個別ガイダンスを実施し、健康・生活面の把握を行っている	3.5	1.6	1.9	4.1
⑮ 対人技能、社会生活技能を重視した職業生活指導を実施している	3.0	1.4	1.6	3.8
【支援体制（生活支援、就職定着支援）の整備】	10.2	4.8	5.4	12.9
⑯ 校内及び校外実習の際の移動補助を行っている	0.4	0.2	0.2	0.8
⑰ 食事、トイレ、入浴等生活に係る配慮を行っている（訪問介護員等の活用による場合を含む）	0.8	0.4	0.4	1.0
⑱ 体調や服薬などの健康管理について、専門機関や家族と連携・調整している	2.1	1.0	1.1	2.8
⑲ 障害等に応じて、就職活動における基礎知識の付与、職場実習による就業体験機会の提供等、個別の就職支援を行っている（他の機関との連携を含む）	3.7	1.7	2.0	4.4
⑳ 障害者校での訓練状況の観察や説明会等を通じて、企業に障害の理解促進を図るとともに、個々の障害者が就職するために必要となる職場環境整備のコンサルティングを行っている	3.2	1.5	1.7	3.9
【その他】	1.2	0.6	0.6	1.4
㉑ その他の個別の支援事項を行っている	1.2	0.6	0.6	1.4
全　　体　（平均点）	44.6	18.3	26.3	54.1

(4) 特別支援障害者の範囲の見直し

ア 特別支援障害者の範囲の選定に当たっての目安

検討会では、これまでの議論や調査結果等を踏まえて、今後、障害者校が特に積極的に受け入れ、重点的に支援を取り組むべき対象者の範囲について、以下の項目の状況を目安とし、総合的に勘案して具体的範囲の決定を行うこととした。

① 訓練生に対する支援・配慮の内容

(※ 特別支援状況把握調査の点数が概ね平均点以上であること、及び平均点を上回る調査項目が多いことを対象の目安とする。)

② 障害者校における訓練生の受入状況

(※ 一般校の障害者向けコースにおける訓練生の受入状況を含む。)

③ 職業訓練上の課題

(※ 訓練技法の開発・普及状況、求職状況等)

④ 施策の継続性

イ 特別支援障害者の範囲の選定に当たっての留意点

- ・ 特別支援状況把握調査は、訓練受講のための職業訓練指導員等による支援・配慮事項について、「訓練内容の変更・調整」、「訓練方法の配慮」、及び「支援体制（生活支援、就職定着支援）の整備」の観点から、支援・配慮の必要性を、障害種別・程度別に把握し、比較するために実施したものであるが、同じ障害種別・程度であっても支援・配慮の度合いに個人差があること、調査実施施設が障害者校4校となり調査員が異なることにより各調査項目の判断基準が完全に調整できない面があること、障害種別・程度によっては、サンプル数が少ないものがあることなどから、この調査結果の取扱いに当たっては、以上の点に留意することが必要と考えられる。
- ・ 重複障害のある者については、同一の重複障害であっても、障害種別・程度が多岐にわたり、障害種別と点数とを厳密に関連づけることが困難な面を含んでいるため、支援・配慮がどの障害に由来して必要なのか判断が難しい面に留意することが必要と考えられる。
- ・ 本検討会で検討した特別支援障害者の具体的な範囲に関しては、医療や科学技術の進歩、雇用就業形態の多様化等による職業訓練の指導技法等の変化、職業訓練基盤の整備状況や訓練環境の変化などに伴い、職業訓練上必要な特別な支援内容も変化することが考えられることから、今後についても、状況の変化に応じて、その範囲を見直すことが必要と考えられる。

ウ 特別支援障害者の範囲の個別検討

【視覚障害】

視覚障害1級・2級については、

- ・ 特別支援状況把握調査において、視覚障害1級については全体の平均点を大きく上回り、2級についても平均点を上回っていること
 - ・ 障害者職業能力開発校における入校選考状況調査（平成23年度）及び障害者職業能力開発校における障害別の入校・修了・就職状況調査（平成23年度）（以下「入校状況調査」という。）において、入校しなかった者の割合は、1級・2級ともに全体平均（43.9%）を下回っているものの、平成23年度の入校者数は、1級・2級とともに少ない状況にあること
 - ・ 訓練生に対する支援・配慮事項調査、特別支援障害者の要件に該当する障害種別・程度別に関するアンケート調査をみると、支援機器の活用方法等訓練ノウハウの定着も課題と考えられること
 - ・ 障害者校において、重度視覚障害者向け専門コースの設置が徐々に進められているが、設置していない障害者校が多いこと
- から、引き続き、障害者の訓練ニーズに対応した支援ノウハウを蓄積し、積極的な受入れを促進する必要がある。

【聴覚障害】

聴覚障害1級・2級については、

- ・ 特別支援状況把握調査において、聴覚障害1級・2級ともに、全体の平均点を大きく下回り、調査項目のうち全体平均点を上回っている項目も少ないこと
- ・ 入校状況調査において、1級については入校者数が少なく、加えて、入校しなかった者の割合が全体平均より高くなっているが、その主な理由をみると、基礎学力不足、入校辞退、定員以上の応募があり選抜となっていること、他方、2級については、一定数の訓練生が障害者校に入校していること

から、職業訓練ノウハウも定着していると考えられるため、引き続き、障害特性に配慮しつつ、職業訓練を実施する必要がある。また、聴覚障害者への職業訓練指導にあたって、手話通訳者等支援者の配置といった環境整備に配慮することが重要である。

（検討会における主な意見）

- ・ 平均点は低いが、他の障害者と一緒に訓練する場合、聴覚障害者が1人入ることで、指導員にかかる負担が増え、授業もゆっくりしたペースにならざる得ない。指導員2人体制をとれる場合は1人が聴覚障害者につくが、1人体制だと様々な支援・配慮を行うことになる。手話通訳がつかない状況で対応することもあり、かなりの支援が必要となる。

- ・ 手話通訳者の配置の有無によって支援の難しさが違ってくる。基盤環境整備に関わってくる問題と言える。
- ・ 聴覚障害の場合、コミュニケーション面でうまく配慮できれば、その他の面で特別な支援を必要とする余地は少ないのでないか。そのため平均点が低くなっていると思われる。その点をどのように解釈するかである。
- ・ 他の障害種別も見た上で相対的に決める必要はあるが、基盤環境整備も視野に入れて考えるならば、特別支援障害者の範囲に入れるのではなく、障害に応じた配慮を行うための基盤環境整備で対応する必要があるのでないか。

【上肢障害（脳性まひによる上肢機能障害を含む）】

上肢障害1級・2級については、

- ・ 特別支援状況把握調査において、1級は全体の平均点を上回り、調査項目でも多くの項目の点数が高くなっていること、他方、2級については平均点を下回っていること
なお、上肢障害1級については、サンプル数が少ないと留意が必要なこと
- ・ 入校状況調査において、1級・2級ともに入校しなかった者の割合は全体平均を下回っているものの、1級については入校者数が少ないとから、上肢障害1級について、引き続き、障害者の訓練ニーズに対応した支援ノウハウを蓄積し、積極的な受入れを促進する必要がある。
また、2級については、職業訓練ノウハウも定着していると考えられるため、引き続き障害特性に配慮しつつ、職業訓練を実施する必要がある。

脳性まひによる上肢機能障害1級・2級については、

- ・ 特別支援状況把握調査において、1級については全体の平均点を下回っているがサンプル数が少ないと加え、サンプルの個人の状況により特別な支援の度合の個人差が大きくなっているため、全体の平均点のみで評価する際に留意が必要なこと
他方、2級については、全体の平均点を上回り、調査項目では多くの項目の点数が高くなっていること
から、1級・2級ともに、障害者の訓練ニーズに対応した支援ノウハウを蓄積し、積極的な受入れを促進する必要がある。

（検討会における主な意見）

- ・ 脳性まひによる上肢機能障害では、2級が1級の平均点より高い逆転現象が見られるが、2級を特別支援障害者の範囲に入れて、1級を入れないということはあり得ない。1級・2級ともに範囲に入れてはどうか。現行では脳性まひによる上肢障害2級は、特別支援障害者の範囲に入っていないので、現行より範囲が拡がることになる。
- ・ 脳性まひの障害は、一般的に様々な支援を必要とする場合が多い。脳性まひ

による上肢障害2級を範囲に入れるということでよいのではないか。

【下肢障害（脳性まひによる移動機能障害を含む）】

下肢障害（脳性まひによる移動機能障害を含む）1級・2級については、

- 特別支援状況把握調査において、1級・2級ともに全体の平均点を大きく下回り、調査項目のうち全体平均点を上回っている項目も少ないとこと
なお、脳性まひによる移動機能障害1級はサンプル数が少ないとことから評価する際に留意が必要なこと
- 入校状況調査をみると、下肢障害1級・2級ともに入校しなかった者の割合は全体平均を下回り、加えて一定数の訓練生が障害者校に入校していること

から、職業訓練ノウハウも定着していると考えられるため、引き続き障害特性に配慮しつつ、職業訓練を実施する必要がある。

【体幹機能障害】

体幹機能障害1級・2級については、

- 特別支援状況把握調査において、1級は全体の平均点を上回り、調査項目でも多くの項目の点数が高くなっていること、他方、2級については全体の平均点を下回っているが、調査項目では9項目の点数が高く、概ね平均的な数が平均点を上回っていること
他方、1級・2級のサンプルの個人についてみると、同じ障害種別・程度でも個人の状況により特別な支援の度合いの個人差が大きくなっていることから、全体の平均点のみで評価する際に留意が必要なこと（体幹機能障害1級・2級については、体幹障害のみならず、上肢障害、下肢障害など合併した症状をもつ人も多く、個々の態様により特別な支援の度合いについても個人差が大きくなること）
- 入校状況調査をみると、入校しなかった者の割合は1級は全体平均を上回っているものの、2級は下回っていること、また、1級・2級ともに入校者数が少ないとこと

から、引き続き、「体幹機能障害1級・2級であって特に配慮を必要とする者」について、障害者の訓練ニーズに対応した支援ノウハウを蓄積し、積極的な受け入れを促進する必要がある。

【内部障害】

内部障害1級・2級については、

- 特別支援状況把握調査において、1級・2級ともに、全体の平均点を大きく下回り、調査項目で点数が高い項目がほとんどないこと
なお、2級はサンプル数が少ないとことから評価する際に留意が必要なこと
- 入校状況調査をみると、入校しなかった者の割合は内部障害1級につい

ては全体平均をやや上回っているものの2級は下回り、また、1級では一定数の訓練生が障害者校に入校していることから、職業訓練ノウハウも定着していると考えられるため、引き続き、障害特性に配慮しつつ、職業訓練を実施する必要がある。

【知的障害】

知的障害重度については、

- ・ 特別支援状況把握調査において、全体の平均点を大きく上回り、調査項目では多くの項目の点数が高くなっていること
なお、サンプル数が1人と少ないとから評価する際に留意が必要なこと
- ・ 入校状況調査をみると、入校しなかった者の割合は大きく全体平均を上回り、入校者数は極めて少ないと

から、障害者の訓練ニーズに対応した支援ノウハウを蓄積し、積極的な受け入れを促進する必要がある。

知的障害中度・軽度については、

- ・ 特別支援状況把握調査において、中度・軽度ともに全体の平均点を下回っていること
- ・ 入校状況調査をみると、入校しなかった者の割合は、知的中度は全体平均を上回っているが、その主な理由をみると、入校辞退、定員以上の応募があり選抜となっていること、他方、軽度は下回っていること
加えて、入校者数は、中度・軽度ともに、一定数の訓練生が障害者校に入校していること
- ・ 知的障害者を対象とした職業訓練コースが既に障害者校（同一県内に知的障害者専門の障害者校を有する愛知障害者職業能力開発校を除く）に設定されていること、加えて、一般校に知的障害者向けの職業訓練コースが設置され、他の障害者に比べ訓練コースの設置が進んでいること

から、職業訓練ノウハウも定着していると考えられるため、引き続き障害特性に配慮しつつ、職業訓練を実施する必要がある。

(検討会における主な意見)

- ・ 知的障害は、現行ではその障害程度にかかわらず特別支援障害者の範囲に入っていない。今回、改めて調査した結果、重度知的障害は、障害者校での受け入れが進んでおらず、中度・軽度に比べて特別な支援を必要とする実態が窺える。
調査対象者数は少ないが範囲に入れるべきではないか。

【精神障害】

精神障害者1級・2級・3級については、

- ・ 特別支援状況把握調査において、全体の平均点を大きく上回り、調査項

目のうち全体平均点を上回っている項目も多いこと

なお、精神障害1級はサンプル数が少ないと評価する際に留意が必要なこと

- ・ 入校状況調査をみると、入校しなかった者の割合は1級は大きく平均を上回り、3級も上回っていること、また、入校者数は、1級は極めて少ないこと

また、就職者を除いた中退率が1級・2級・3級について高くなっていること

から、障害者の訓練ニーズに対応した支援ノウハウを蓄積し、積極的な受入れを促進する必要がある。なお、2級・3級については一定数の訓練生が障害者校に入校しているものの、障害者校に精神障害者向けの訓練コースの設置数が十分でないこと、ハローワークへの求職申込み件数が多く、その増加割合も高い状況にあることから、引き続き、障害者の訓練ニーズに対応した支援ノウハウを蓄積し、積極的な受入れを促進する必要がある。

【発達障害】

発達障害者については、

- ・ 特別支援状況把握調査において、全体の平均点を上回り、調査項目では、平均点を上回る項目が多くなっていること

から、一定数の訓練生が入校しているものの、障害者校に発達障害者向けの訓練コースの設置が十分でないこと、ハローワークの求職申込み件数の増加割合も高い状況にあることから、引き続き、障害者の訓練ニーズに対応した支援ノウハウを蓄積し、積極的な受入れを促進する必要がある。

【高次脳機能障害】

高次脳機能障害については、

- ・ 特別支援状況把握調査において、全体の平均点を大きく上回り、調査項目でも、平均点を上回る項目が多くなっていること
- ・ 入校状況調査をみると、入校しなかった者の割合は平均を下回っているものの、入校者数が少ないと、また、就職者を除いた中退率が高くなっていること

から、引き続き、障害者の訓練ニーズに対応した支援ノウハウを蓄積し、積極的な受入れを促進する必要がある。

【重複障害】

2級以上の両上肢障害及び2級以上の両下肢障害については、

- ・ 特別支援状況把握調査において、全体の平均点を上回り、調査項目でも、平均点を上回る項目が多くなっていること

から、引き続き、障害者の訓練ニーズに対応した支援ノウハウを蓄積し、積極的な受入れを促進する必要がある。

3級以上の脳性まひによる上肢機能障害及び3級以上の脳性まひによる移動機能障害については、

- ・ 特別支援状況把握調査において、全体の平均点を下回り、調査項目では平均点を上回る項目が少くないこと

から、職業訓練ノウハウも定着していると考えられるため、引き続き障害特性に配慮しつつ、職業訓練を実施する必要がある。

(検討会における主な意見)

- ・ 現行では、3級以上の脳性まひによる上肢機能障害及び3級以上の脳性まひによる移動機能障害の重複を特別支援障害者の範囲に入れているが、今回の調査では平均点が低い結果となっている。もちろん個人差はあるとしても、1級・2級を除いた場合には、もっと点数が低くなる可能性がある。特に問題がなければ、脳性まひによる上肢障害2級以上を対象範囲に含めることを前提に、特別支援障害者の範囲から外してもよいのではないか。

知的障害及び身体障害については、

- ・ 特別支援状況把握調査において、全体の平均点を上回り、調査項目でも、平均点を上回る項目が多くなっていること
- ・ 入校状況調査において、入校しなかった者の割合は平均を上回っていること

他方、知的障害及び身体障害の重複者のサンプルの個人についてみると、身体障害種別やその程度によってその態様は多岐にわたっており、その中には特別な支援が必要でない場合も考えられることなど個々の態様により、支援・配慮を行う必要があること

から、「知的障害及び身体障害を重複する障害であって、特に配慮を必要とする者」について、障害者の訓練ニーズに対応した支援ノウハウを蓄積し、積極的な受入れを促進する必要がある。

(検討会における主な意見)

- ・ 知的障害と身体障害の重複があれば、全てを特別支援障害者の範囲に入れるのではなく、例えば校長の判断により、特に支援が必要な人を特別支援障害者と捉える考え方でよいのではないか。

工 特別支援障害者の範囲の見直し内容

検討会では、上述の検討を踏まえ、特別支援障害者の範囲を以下のとおり見直すことを提言する。

「特別支援障害者」の範囲

- ・ 視覚障害1級・2級の者
- ・ 上肢障害1級の者
- ・ 脳性まひによる上肢機能障害1級・2級の者
- ・ 2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害を重複する者
- ・ 体幹障害1級・2級であって、特に配慮を必要とする者
- ・ 重度知的障害者
- ・ 知的障害及び身体障害の重複障害であって、特に配慮を必要とする者
- ・ 精神障害者
- ・ 発達障害者
- ・ 高次脳機能障害者

2 職業訓練上の合理的配慮の提供に関する検討

(1) 検討会における検討状況

検討会では、職業訓練上の合理的配慮の提供に関して、職業訓練上の合理的配慮の提供に関する概念整理、合理的配慮と環境因子（基盤的環境整備）との関係、合理的配慮と特別な支援の関係、合理的配慮の具体的な内容の把握などについて議論を重ねてきている。検討会における主な意見は以下のとおり。

(職業訓練上の合理的配慮の提供に関する概念整理について)

- ・ これまでも障害者校において訓練生への支援・配慮が行われてきている。障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）の理念を踏まえ、障害者校における訓練生への合理的配慮に関する概念をどのように捉えるかについて検討するためには、障害者校の訓練現場の実態を把握することが重要ではないか。
- ・ 障害者校における職業訓練上の合理的配慮の提供に関する概念整理に当たっては、学校における合理的配慮の視点（中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ）が参考になるのではないか。

(過度の負担について)

- ・ 配慮に過度の負担が伴う時は配慮義務を負わないというのが合理的配慮の趣旨であるが、職業訓練における過度の負担をどう考えたらいいか。
- ・ 公共職業訓練は、公的な財政支援に基づいて行われることから、職業訓練上の合理的配慮もその範囲内で行われることとなる。そのことを前提とした上で、各訓練現場でどのように配慮するかは、財政的、制度的な枠組みの中で、各障害者校の運営者の裁量権の範囲で個別にどこまで可能かということに依存してくるのではないか。

(合理的配慮と環境因子（基盤的環境整備）との関係について)

- ・ 合理的配慮と環境因子との関係については、障害者校における基盤的環境整備がどれくらいできているかにより、支援・配慮の方法・内容も違ってくるという関係があると考える。
- ・ 障害者校における合理的配慮の提供に当たっては、障害者のニーズに障害者校がどこまで対応できるかという調整の問題が課題となる。障害者のニーズに障害者校が対応する場合には、職員配置等の問題を含め、どのように対応できるかを具体的に検討することが重要となる。
- ・ 障害者校でどこまで合理的配慮に対応するかを検討する場合、校長の裁量で行える範囲と、その範囲を超える基盤環境整備の問題の両方に関わっ

てくる課題がある。

(生活支援について)

- ・ 職業訓練を効果的に行うために生活支援が必要になることはあるが、障害者校における合理的配慮に関して、その辺りをどのように整理したらよいのか。
- ・ 疾病と障害ということを考えた場合、疾病からくる生活面の困難さと、その結果としての訓練上の困難さがあるが、疾病については医療にお願いする。疾病と障害をしっかり切り分けながら、医療との的確な役割分担の下に、訓練現場で支援を行うことが必要である。
- ・ 当検討会では、職業訓練施設で行う職業訓練を対象とするのが妥当である。生活面の支援についても、他の支援機関との役割分担を明確にした上で、訓練校がどこまで支援・配慮を行うかを議論すべきである。

(合理的配慮と特別な支援の関係について)

- ・ 特別支援障害者に対する特別な支援が、障害者権利条約の合理的配慮の中に位置づけられることを示す必要がある。同条約ではあらゆる場面で差別を禁じているため、訓練現場においても適切な配慮を行うことが求められている。

(合理的配慮の具体的な内容の把握について)

- ・ 様々な合理的配慮の提供について、より具体的にわかやすく把握するためには、個々の支援内容について類型化して整理することがよい方法と思われるが、その場合、どのような類型化が考えられるか検討する必要がある。

(2) 職業訓練上の合理的配慮に関する概念整理（障害者職業能力開発校における合理的配慮の提供）

検討会では、障害者権利条約の理念を踏まえて、障害者校における障害のある訓練生の職業訓練上の配慮を、「職業訓練上の合理的配慮」という新たな概念のもと、以下のとおり整理を行っている。

ア 障害者校における職業訓練上の合理的配慮の定義

障害者が、他の者と平等に職業訓練を効果的に利用することを可能とする権利を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

(参考) 障害者権利条約における「合理的配慮の定義（第2条）」

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更・調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

イ 障害者校における職業訓練上の合理的配慮の提供

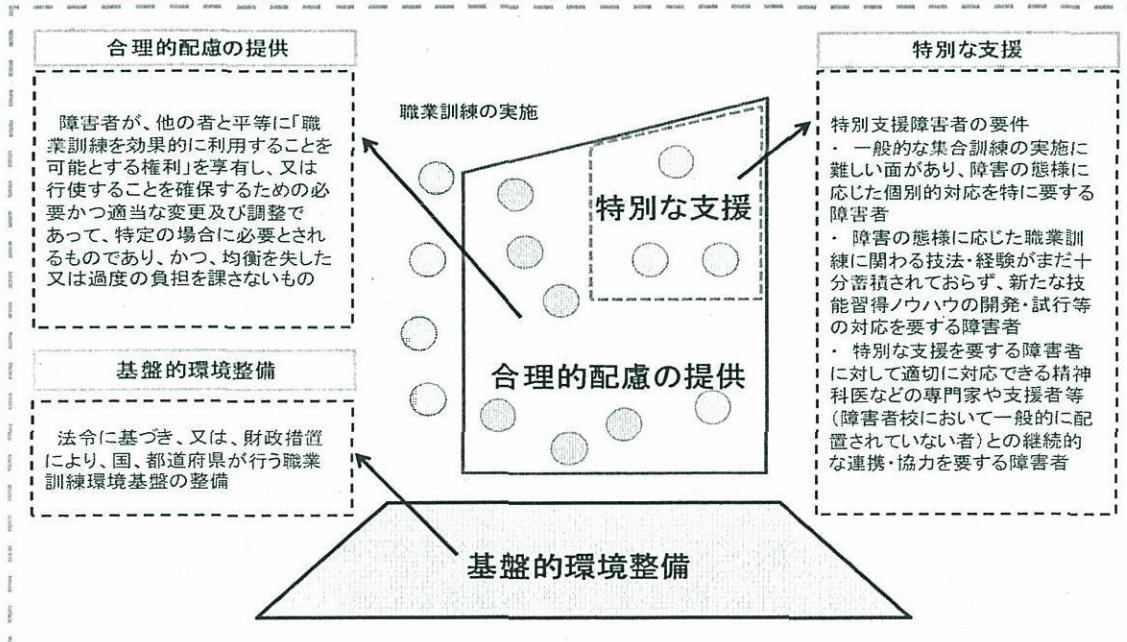
各障害者校における合理的配慮の提供については、各障害者校の設置者及び障害者校が、各障害者校が置かれている基盤的環境整備を基に、障害のある訓練生の個別の状況に応じて対応するもの。その際、均衡を失した又は過度の負担については、体制面、財政面をも勘案して、個別に判断されるもの。

なお、障害者校における職業訓練の実施に当たっては、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、訓練環境の整備を行う必要があり、これらの環境整備は、合理的配慮の提供のために必要となる基礎的環境整備と位置づけられるもの。

(下記ポンチ絵参照)

障害者への「職業訓練上の合理的配慮の提供」について

職業訓練上の「特別な支援」、「合理的配慮の提供」、「基盤的環境整備」の概念整理



ウ 職業訓練上の合理的配慮の提供（含特別な支援）の類型別整理

- I 特別な支援をする上で必要となる職業訓練上の基盤環境整備
 - i 障害者訓練の実施（障害者校の設置）
 - ii 一般校における障害者への配慮（校内環境のバリアフリー化等、障害者向け訓練コースの設置）
 - iii 職業訓練手当の支給
- II 個々の障害者の状況により個別対応が必要となる職業訓練上の特別な支援
 - i 訓練内容（訓練カリキュラム、訓練期間、訓練時間）の変更・調整
 - ii 訓練方法（情報・コミュニケーション、訓練機器・教材、心理面・健康面）の配慮
 - iii 支援体制（専門性のある指導体制、生活上の困難を改善・克服、家族・関機関との連携）の整備・構築

工 障害者校における特別な支援と合理的配慮の提供との関係整理

職業訓練上の特別な支援は、これまで障害者への職業訓練を実施する過程で行われてきた支援・配慮のうち、より支援が困難な対象者への支援・配慮内容として位置づけたものであり、特別な支援の概念は、合理的配慮の提供の概念に包含されるものと解釈できる。その上で、障害者校における特別な支援と合理的配慮の提供との関係について、以下のとおり整理を行っている。

職訓練上の特別な支援は、概念上、合理的配慮の提供に包含されるものであり、その内容は、障害者校で行われている配慮（支援）の中で、配慮（支援）に係る関与時間がより必要なもの、かつ、支援難度がより高度なものとして位置づけられるもの。（上記ポンチ絵参照）

(3) 訓練生に対する支援・配慮事項調査

Ⅱの1の(3)で述べた入校状況調査、特別支援障害者の要件に該当する障害種別・程度別に関するアンケート調査、特別支援状況把握調査に併せて、訓練生に対する支援・配慮事項調査を実施し、上述(2)のウに記載した職業訓練上の合理的配慮の提供（含特別な支援）の類型別整理を行っている。

（調査対象・調査期間）

調査対象は、平成23年度の障害者職業能力開発校（19校）訓練生。

調査期間は、平成24年12月11日から平成25年1月15日まで。

(調査結果の概要)

- ・ 調査の集計結果は、別添資料5のとおり。
- ・ 具体的な支援・配慮事項の内容を、前回の（平成19年）状況調査区分により分類すると、以下のとおりとなっている。

視覚障害は、「通院や適応状況に配慮してカリキュラムを弾力的・個別的に設定、実施している」、「校内及び校外実習の際の移動補助を行っている」、「障害等に応じて、就職活動における基礎知識の付与、職場実習による就業体験機会の提供等、個別の就職支援を行っている」、「障害者校での訓練状況の視察や説明会等を通じて、企業に障害の理解の促進を図るとともに、個々の障害者が就職するために必要となる職場環境の整備のコンサルティングを行っている」の項目が比較的多くなっている。

聴覚・平衡障害は、「通常の指示が理解され難い場合等に、通常より時間をかけて伝達したり、代替手段や補助教材等を活用して理解度を確認している」、「障害等に応じて、就職活動における基礎知識の付与、職場実習による就業体験機会の提供等、個別の就職支援を行っている」の項目が比較的多くなっている。

上肢障害は、「専用機器・ソフトの活用方法と業務への応用の教示を行っている」、「教材の読み上げ、ページめくり、検定試験のマークシート代筆、検定時間延長、コピークリップ押印補助等の作業を補助している」、「体調や服薬などの健康管理について、専門機関や家族と連携・調整している」、「障害等に応じて、就職活動における基礎知識の付与、職場実習による就業体験機会の提供等、個別の就職支援を行っている」の項目が比較的多くなっている。

下肢障害は、「教材の読み上げ、ページめくり、検定試験のマークシート代筆、検定時間延長、コピークリップ押印補助等の作業を補助している」、「体調や服薬などの健康管理について、専門機関や家族と連携・調整している」、「障害等に応じて、就職活動における基礎知識の付与、職場実習による就業体験機会の提供等、個別の就職支援を行っている」の項目が比較的多くなっている。

体幹機能障害は、「教材の読み上げ、ページめくり、検定試験のマークシート代筆、検定時間延長、コピークリップ押印補助等の作業を補助している」、「障害等に応じて、就職活動における基礎知識の付与、職場実習による就業体験機会の提供等、個別の就職支援を行っている」の項目が比較的多くなっている。

内部機能障害は、「通院や適応状況に配慮してカリキュラムを弾力的・個別的に設定、実施している」、「障害等に応じて、就職活動における基礎知識の付与、職場実習による就業体験機会の提供等、個別の就職支援を行っている」の項目が比較的多くなっている。

知的障害は、「体調や服薬などの健康管理について、専門機関や家族と連携・調整している」、「障害等に応じて、就職活動における基礎知識の付

与、職場実習による就業体験機会の提供等、個別の就職支援を行っている」の項目が比較的多くなっている。

精神障害は、「体調や服薬などの健康管理について、専門機関や家族と連携・調整している」、「障害等に応じて、就職活動における基礎知識の付与、職場実習による就業体験機会の提供等、個別の就職支援を行っている」の項目が比較的多くなっている。

発達障害は、「通院や適応状況に配慮してカリキュラムを弹力的・個別的に設定、実施している」、「体調や服薬などの健康管理について、専門機関や家族と連携・調整している」、「障害等に応じて、就職活動における基礎知識の付与、職場実習による就業体験機会の提供等、個別の就職支援を行っている」の項目が比較的多くなっている。

高次脳機能障害は、「通院や適応状況に配慮してカリキュラムを弹力的・個別的に設定、実施している」、「体調や服薬などの健康管理について、専門機関や家族と連携・調整している」、「障害等に応じて、就職活動における基礎知識の付与、職場実習による就業体験機会の提供等、個別の就職支援を行っている」の項目が比較的多くなっている。

III 特別支援障害者の職業訓練の今後の在り方について

障害者に対する職業訓練を専門的に行う障害者校においては、地域の障害者職業訓練の中核を担う機関としての役割を踏まえ、特別支援障害者の受入れを積極的に推進することが求められる。特別支援障害者の職業訓練にあたっては、特別支援状況把握調査等において把握されたように、障害特性に配慮したきめ細かな対応が求められている。

こうした状況を踏まえ、当検討会では、特別支援障害者の受入れの促進のために、今後、取り組むべき課題とその対応策として以下の項目を提言する。

1 障害者校における特別支援障害者の受入れの促進

障害者校においては、地域における障害者の職業能力開発を担う機関として、当検討会で見直しを提言した特別支援障害者の受入れを促進するために、これら障害者の職業訓練ノウハウを蓄積する必要がある。

このため、特別支援障害者向け専門コースの設置、訓練カリキュラムの見直し、職業訓練指導員の指導技法等の向上、外部専門家の活用等により、引き続き障害特性に配慮した職業訓練を実施していくことが重要である。

2 受入れに必要な指導技法等の開発

特別支援障害者の受入れに当たっては、個々の障害者の態様に応じたきめ細かな支援・配慮が求められ、そのための訓練ノウハウの開発が不可欠である。国立機関・学校では、特別支援障害者を重点的に受入れ先導的な訓練を実施し、指導技法等の開発・普及を行っているが、引き続き、特別支援障害者の指導技法やノウハウを開発し、他の障害者校に普及することが必要である。

3 各障害者校における具体的な支援・配慮に関する情報の共有化

障害者校における訓練実施に当たっての訓練生に対する支援・配慮事項について、今回、その実態を把握するための調査を実施したが、このような各障害者校における具体的な支援・配慮事項等について、各障害者校間の情報の共有化が図られることにより、障害特性に配慮したきめ細かな職業訓練を推進することが必要である。

4 基盤環境整備の推進

特別支援障害者への職業訓練の実施に当たっては、障害者校における基盤的環境整備がどれくらいできているかにより、支援・配慮の方法・内容も違ってくるという関係がある。より一層効果的な職業訓練を実施するためには、施設・設備の整備が必要な場合も多いことから、予算の範囲内で計画的な整備を進めることが必要である。

5 障害者校の運営に係る予算配分のインセンティブの実施

特別支援障害者の受入れを奨励するため、平成21年度から国立県営障害者校に対する運営委託費について、予算配分上、一定の配慮を実施しているが、特別支援障害者の受入れ拡大に効果的であると考えられることから、引き続き、実施することが必要である。

別添1

障害者職業能力開発校における入校選考状況調査（平成23年度）

障害者職業能力開発校における入校選考状況(平成23年度)

対象者	(a) 応募者数	(b) 入校者数	(c) 入校選考 不合格者数	(d) 入校しなかった者の割合 c/a	入校選考不合格理由	
①視覚障害	77	48	29	37.7%	応募者理由	訓練校理由
うち1級	21	15	6	28.6%		
うち2級	20	12	8	40.0%		
うち3級	5	1	4	80.0%	・基礎学力不足 ・訓練意欲・就業意欲の欠如 ・障害面での症状が固定・安定していない	・定員以上の応募者があり選抜
うち4級	13	10	3	23.1%	・職業適性と訓練科目のミスマッチ	
うち5級	14	9	5	35.7%	・入校辞退	
うち6級	4	1	3	75.0%		
不明	0	0	0	-		
②聴覚・平衡障害	262	152	110	42.0%	応募者理由	訓練校理由
うち1級	11	4	7	63.6%		
うち2級	186	108	78	41.9%		
うち3級	25	15	10	40.0%	・基礎学力不足 ・職業適性と訓練科目のミスマッチ	・定員以上の応募者があり選抜
うち4級	12	9	3	25.0%	・入校辞退	
うち5級	2	1	1	50.0%		
うち6級	24	15	9	37.5%		
不明	2	0	2	100.0%		
③音声・言語障害	10	8	2	20.0%	応募者理由	訓練校理由
うち1級	0	0	0	-		
うち2級	1	1	0	0.0%		
うち3級	2	2	0	0.0%		
うち4級	7	5	2	28.6%		
うち5級	0	0	0	-		
うち6級	0	0	0	-		
不明	0	0	0	-		
④上肢障害	118	88	30	25.4%	応募者理由	訓練校理由
うち1級	10	6	4	40.0%		
うち2級	29	19	10	34.5%		
うち3級	44	35	9	20.5%	・基礎学力不足 ・職業適性と訓練科目のミスマッチ	・定員以上の応募者があり選抜
うち4級	18	14	4	22.2%	・入校辞退	
うち5級	10	8	2	20.0%		
うち6級	7	6	1	14.3%		
不明	0	0	0	-		
⑤下肢障害	338	217	121	35.8%	応募者理由	訓練校理由
うち1級	63	36	27	42.9%		
うち2級	74	43	31	41.9%		
うち3級	63	46	17	27.0%	・基礎学力不足 ・訓練意欲・就業意欲の欠如	・定員以上の応募者があり選抜
うち4級	87	60	27	31.0%	・職業適性と訓練科目のミスマッチ	
うち5級	34	22	12	35.3%	・入校辞退	
うち6級	16	10	6	37.5%		
不明	1	0	1	100.0%		
⑥体幹機能障害	77	45	32	41.6%	応募者理由	訓練校理由
うち1級	14	7	7	50.0%		
うち2級	16	12	4	25.0%		
うち3級	24	13	11	45.8%	・基礎学力不足 ・訓練意欲・就業意欲の欠如	・定員以上の応募者があり選抜
うち4級	0	0	0	-	・職業適性と訓練科目のミスマッチ	
うち5級	23	13	10	43.5%	・入校辞退	
うち6級	0	0	0	-		
不明	0	0	0	-		
⑦内臓機能障害	152	94	58	38.2%	応募者理由	訓練校理由
うち1級	91	51	40	44.0%		
うち2級	7	5	2	28.6%		
うち3級	24	17	7	29.2%	・基礎学力不足 ・訓練意欲・就業意欲の欠如	・定員以上の応募者があり選抜
うち4級	30	21	9	30.0%	・職業適性と訓練科目のミスマッチ	
うち5級	0	0	0	-	・入校辞退	
うち6級	0	0	0	-		
不明	0	0	0	-		
⑧知的障害	672	354	318	47.3%	応募者理由	訓練校理由
うち重度	11	1	10	90.9%		
うち中度	208	98	110	52.9%	・訓練意欲・就業意欲の欠如 ・基本的生活習慣が確立していない	・定員以上の応募者があり選抜
うち軽度	441	253	188	42.6%	・職業適性と訓練科目のミスマッチ ・入校辞退	
不明	12	2	10	83.3%		

⑨精神障害	384	198	186	48.4%	応募者理由	訓練校理由
うち1級	11	3	8	72.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練意欲・就業意欲の欠如 ・障害面での症状が固定・安定していない ・職業適性と訓練科目的ミスマッチ ・入校辞退 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員以上の応募者があり選抜
	210	119	91	43.3%		
	116	62	54	46.6%		
	47	14	33	70.2%		
⑩発達障害	112	73	39	34.8%	応募者理由	訓練校理由
<ul style="list-style-type: none"> ・基礎学力不足 ・訓練意欲・就業意欲の欠如 ・訓練意欲・就業意欲の欠如 ・基本的生活習慣が確立していない ・障害面での症状が固定・安定していない ・職業適性と訓練科目的ミスマッチ ・入校辞退 					<ul style="list-style-type: none"> ・障害に配慮した訓練の実施が困難(マンパワー不足) ・定員以上の応募者があり選抜 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害に配慮した特別な訓練カリキュラム等の設定が困難
⑪高次脳機能障害	27	17	10	37.0%		
⑫その他の障害	9	4	5	55.6%	応募者理由	訓練校理由
⑬重複障害	723	362	361	49.9%	応募者理由	訓練校理由
計	2,961	1,660	1,301	43.9%	-	-

※色が付された対象者は現行の特別支援障害者

重複障害者の入校選考状況(平成23年度)

重複障害の状況	(a) 応募者数	(b) 入校者数	(c) 入校選考 不合格者数	(d) 入校しなかった者の割合 (c/a)	入校選考不合格理由	
					応募各理由	別種校理由
上肢障害+下肢障害	276	149	127	46.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎学力不足 ・訓練意欲・就業意欲の欠如 ・障害面での症状が固定・安定していない ・障害の程度を適正に受容していない ・職業適性と訓練科目のミスマッチ ・入校辞退 	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練に配慮した特別な訓練カリキュラム等の設定が困難 ・定員以上の応募者があり選抜
知的障害+発達障害	69	21	48	69.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎学力不足 ・訓練意欲・就業意欲の欠如 ・障害の程度を適正に受容していない ・集団等環境適応の困難性 ・入校辞退 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害に配慮した特別な訓練カリキュラム等の設定が困難 ・定員以上の応募者があり選抜
上肢障害+下肢障害+高次脳機能障害	38	9	29	76.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎学力不足 ・訓練意欲・就業意欲の欠如 ・障害の程度を適正に受容していない ・職業適性と訓練科目のミスマッチ ・入校辞退 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害に配慮した特別な訓練カリキュラム等の設定が困難
上肢障害+下肢障害+体幹障害	33	19	14	42.4%	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎学力不足 ・職業適性と訓練科目のミスマッチ ・入校辞退 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活・訓練を支援するための環境整備の不足
下肢障害+体幹障害	29	19	10	34.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎学力不足 ・訓練意欲・就業意欲の欠如 ・職業適性と訓練科目のミスマッチ ・入校辞退 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員以上の応募者があり選抜
聴覚・平衡障害+音声・言語障害	25	12	13	52.0%		
下肢障害+内部障害	22	13	9	40.9%		
知的障害+精神障害	22	11	11	50.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎学力不足 ・入校辞退 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害に配慮した特別な訓練カリキュラム等の設定が困難 ・定員以上の応募者があり選抜
下肢障害+精神障害	18	9	9	50.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎学力不足 ・訓練意欲・就業意欲の欠如 ・職業適性と訓練科目のミスマッチ ・入校辞退 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員以上の応募者があり選抜
音声・言語障害+上肢障害+下肢障害	14	5	9	64.3%		
精神障害+発達障害	10	3	7	70.0%		
上肢障害+下肢障害+知的障害	10	7	3	30.0%		
上肢障害+下肢障害+精神障害	9	5	4	44.4%	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎学力不足 ・職業適性と訓練科目のミスマッチ 	-
上肢障害+下肢障害+内部障害	8	3	5	62.5%		
上肢障害+体幹障害	8	5	3	37.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎学力不足 ・入校辞退 	-
視覚障害+上肢障害+下肢障害	6	5	1	16.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・職業適性と訓練科目のミスマッチ 	-
体幹障害+内部障害	6	3	3	50.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・入校辞退 	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練に配慮した特別な訓練カリキュラム等の設定が困難
知的障害+精神障害+発達障害	6	3	3	50.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・入校辞退 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員以上の応募者があり選抜
その他	114	61	53	46.5%		
	723	362	361	49.9%	-	-

別添2

障害者職業能力開発校における障害別の入校・修了・就職状況調査（平成23年度）

障害者職業能力開発校における障害別の入校・修了・就職状況(平成23年度)

対象者	(a) 入校者数	(b) 中退者数	(c) うち 就職者数	(d) 修了者数	(e) うち 就職者数	(f) 次年度繰越数	(g) 中退率① $b/(b+d)$	(h) 就職者を除 いた中退率 ② $(b-c)/(b+d)$	(i) 就職率 $(c+e)/(b+d)$
①視覚障害	48	7	6	28	14	13	20.0%	2.9%	57.1%
	うち1級	15	1	0	11	7	3	8.3%	8.3%
	うち2級	12	4	4	6	3	2	40.0%	0.0%
	うち3級	1	0	0	1	1	0	0.0%	0.0%
	うち4級	10	1	1	5	0	4	16.7%	0.0%
	うち5級	9	1	1	4	2	4	20.0%	0.0%
	うち6級	1	0	0	1	1	0	0.0%	0.0%
②聴覚・平衡障害	152	44	32	84	54	24	34.4%	9.4%	67.2%
	うち1級	4	1	0	2	0	1	33.3%	33.3%
	うち2級	108	28	19	64	42	16	30.4%	9.8%
	うち3級	15	9	7	4	3	2	69.2%	15.4%
	うち4級	9	1	1	6	3	2	14.3%	0.0%
	うち5級	1	1	1	0	0	0	100.0%	0.0%
	うち6級	15	4	4	8	6	3	33.3%	0.0%
③音声・言語障害	8	1	1	5	1	2	16.7%	0.0%	33.3%
	うち1級	0	0	0	0	0	-	-	-
	うち2級	1	0	0	1	0	0	0.0%	0.0%
	うち3級	2	0	0	2	1	0	0.0%	0.0%
	うち4級	5	1	1	2	0	2	33.3%	0.0%
	うち5級	0	0	0	0	0	-	-	-
	うち6級	0	0	0	0	0	-	-	-
④上肢障害	88	20	13	52	30	16	27.8%	9.7%	59.7%
	うち1級	6	0	0	5	3	1	0.0%	0.0%
	うち2級	20	5	4	7	3	8	41.7%	8.3%
	うち3級	34	8	4	22	15	4	26.7%	13.3%
	うち4級	14	2	2	11	6	1	15.4%	0.0%
	うち5級	8	2	1	5	1	1	28.6%	14.3%
	うち6級	6	3	2	2	2	1	60.0%	20.0%
⑤下肢障害	217	56	42	129	80	32	30.3%	7.6%	65.9%
	うち1級	36	6	4	18	10	12	25.0%	8.3%
	うち2級	43	9	5	29	20	5	23.7%	10.5%
	うち3級	45	13	12	25	13	7	34.2%	2.6%
	うち4級	62	21	15	37	26	4	36.2%	10.3%
	うち5級	21	5	4	13	8	3	27.8%	5.6%
	うち6級	10	2	2	7	3	1	22.2%	0.0%
⑥不明	0	0	0	0	0	0	-	-	-

⑧体幹機能障害	51	9	6	36	20	6	20.0%	6.7%	57.8%
うち1級	11	3	2	7	2	1	30.0%	10.0%	40.0%
うち2級	12	2	1	8	4	2	20.0%	10.0%	50.0%
うち3級	15	4	3	9	7	2	30.8%	7.7%	76.9%
うち4級	0	0	0	0	0	0	-	-	-
うち5級	13	0	0	12	7	1	0.0%	0.0%	58.3%
うち6級	0	0	0	0	0	0	-	-	-
不明	0	0	0	0	0	0	-	-	-
⑨内部機能障害	88	23	15	48	36	17	32.4%	11.3%	71.8%
うち1級	46	9	6	27	18	10	25.0%	8.3%	66.7%
うち2級	5	3	2	1	1	1	75.0%	25.0%	75.0%
うち3級	16	4	3	10	8	2	28.6%	7.1%	78.6%
うち4級	21	7	4	10	9	4	41.2%	17.6%	76.5%
うち5級	0	0	0	0	0	0	-	-	-
うち6級	0	0	0	0	0	0	-	-	-
不明	0	0	0	0	0	0	-	-	-
⑩知的障害	354	132	107	222	178	0	37.3%	7.1%	80.5%
うち重度	1	1	0	0	0	0	100.0%	100.0%	0.0%
うち中度	97	34	25	63	47	0	35.1%	9.3%	74.2%
うち軽度	251	96	81	155	128	0	38.2%	6.0%	83.3%
不明	5	1	1	4	3	0	20.0%	0.0%	80.0%
⑪精神障害	198	47	19	103	52	48	31.3%	18.7%	47.3%
うち1級	3	2	0	1	1	0	66.7%	66.7%	33.3%
うち2級	119	28	12	63	28	28	30.8%	17.6%	44.0%
うち3級	62	14	6	34	21	14	29.2%	16.7%	56.3%
不明	14	3	1	5	2	6	37.5%	25.0%	37.5%
⑫発達障害	73	14	10	24	14	35	36.8%	10.5%	63.2%
⑬高次脳機能障害	17	3	2	3	0	11	50.0%	16.7%	33.3%
⑭その他の障害	4	0	0	4	1	0	0.0%	0.0%	25.0%
⑮重複障害	362	80	52	213	113	69	27.3%	9.6%	56.3%
計	1,660	436	305	951	593	273	31.4%	9.4%	64.7%

※色が付された対象者は現行の特別支援障害者

重複障害者の入校・修了・就職状況(平成23年度)

	(a) 入校者数	(b) 中退者数	(c) うち 就職者数	(d) 修了者数	(e) うち 就職者数	(f) 次年度 緑越数	(g) 中退率① b/(b+d)	(h) 就職者を除いた 中退率 (b-c)/(b+d)	(i) 就職率 (c+e)/(b+d)
上肢障害+下肢障害	149	28	18	102	54	19	21.5%	7.7%	55.4%
知的障害+発達障害	21	5	5	15	12	1	25.0%	0.0%	85.0%
上肢障害+下肢障害+高次脳機能障害	9	2	2	3	1	4	40.0%	0.0%	60.0%
上肢障害+下肢障害+体幹障害	19	1	1	11	4	7	8.3%	0.0%	41.7%
下肢障害+体幹障害	19	5	2	8	5	6	38.5%	23.1%	53.8%
聴覚・平衡障害+音声・言語障害	12	3	3	5	4	4	37.5%	0.0%	87.5%
下肢障害+内部障害	13	3	1	7	3	3	30.0%	20.0%	40.0%
知的障害+精神障害	11	4	2	7	6	0	36.4%	18.2%	72.7%
下肢障害+精神障害	9	5	3	3	2	1	62.5%	25.0%	62.5%
音声・言語障害+上肢障害+下肢障害	5	0	0	5	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
精神障害+発達障害	3	1	1	0	0	2	100.0%	0.0%	100.0%
上肢障害+下肢障害+知的障害	7	0	0	7	2	0	0.0%	0.0%	28.6%
上肢障害+下肢障害+精神障害	5	2	2	2	0	1	50.0%	0.0%	50.0%
上肢障害+下肢障害+内部障害	3	0	0	1	0	2	0.0%	0.0%	0.0%
上肢障害+体幹障害	5	1	1	4	1	0	20.0%	0.0%	40.0%
視覚障害+上肢障害+下肢障害	5	2	0	3	2	0	40.0%	40.0%	40.0%
体幹障害+内部障害	3	1	1	2	2	0	33.3%	0.0%	100.0%
知的障害+精神障害+発達障害	3	1	1	0	0	2	100.0%	0.0%	100.0%
その他	61	16	9	28	15	17	36.4%	15.9%	54.5%
	362	80	52	213	113	69	27.3%	9.6%	56.3%

別添3

特別支援障害者の要件に該当する障害種別・程度別に関するアンケート調査

特別支援障害者の要件に該当する障害種別・程度別に関するアンケート調査

※「支援内容分類」欄については、前回(平成19年)の状況調査区分により、具体的な特別支援の内容を事務局において分類したものである。
支援内容の分類については、添付の調査票要件・支援内容コード表を参照。

障害種別	障害程度	該当要件	具体的な特別支援の内容	支援内容の分類
視覚	1、2級	個別	視覚障害者用の個別訓練カリキュラムで実施した。	④
			長時間のPC操作は眼の負担が大きいため、短期間での集中的な訓練も困難なため、個々の状況に応じた対応が不可欠である個別訓練を実施している。	⑤
			障害が難病に起因するものため、身体的不調が頻発し、過度な負担とならないよう、個別の進捗に合わせた訓練内容とした。	⑤
			視覚障害者支援スタッフを配置し、音声化、点字化。	⑥
			板書やプロジェクターの内容が正確に判読できない場合においては、事前に説明内容の資料を配布する。	⑥
			資料には大きな文字や配色(黄色い下地に黒色の文字)等に配慮した。	⑥
			導入訓練による視覚障害者支援機器の習得。	⑧
			視覚障害者支援機器の習得(画面読み上げソフトの習得、画面拡大ソフト、拡大読書器、点字ディスプレイ)による訓練を実施している。資料には大きな文字や配色(黄色い下地に黒色の文字)等に配慮した。	⑧
			PC経験がほとんどない中高年の視覚障害者であるため、視覚情報が十分に得られない中で技能習得しなければならず、技能定着がスムーズでなく、繰り返しの訓練が必要となり、技能定着の状況を適時に確認し、自己認識を促すような対応が必要となっている。	⑩
		ノウハウ	盲導犬を使用し通所しているが、所定の場所以外の移動には介助が必要である。	⑬
			市販教材では、PC操作はマウス中心の内容であるため、新規のOSやオフィスソフトのバージョンアップの都度、視覚障害者が対応可能なキーボード操作を試行錯誤しながら検討し、教材作成している。	⑥
		外部連携	1回／週の外部医師によるカウンセリングや保健師(職員)による健康相談の案内を適宜行う。	⑯

障害種別	障害程度	該当要件	具体的な特別支援の内容	支援内容の分類
聴覚	1、2級	個別	発語がハッキリできず、企業面接に支障があったので滑舌練習などの訓練を実施した。	③
			障害特性や個々の諸条件に配慮し、手話通訳を配置し、学科・実技などに対応。	⑩
			手話によるコミュニケーションが困難なため、すべてのコミュニケーションをとるのに筆談を用いた。	⑩
			発語が不明瞭であるため訓練やコミュニケーションを取る際には双方による手話および筆談を実施した。	⑩
			私生活、訓練等で不安があると、精神的な落ち込みがあり安定した訓練受講が難しくなることから、個別相談を隨時実施した。	⑪
			就職相談、企業説明会など必要に応じ、手話通訳を派遣し、支援を実施。	⑫
			他の訓練生と円滑な対人関係が作れるように「手話入門」の時間を作り、手話や聴覚障害について知ってもらう。	⑯
		外部連携	情報を伝達する場合、大事なところのみとなってしまいがちだが、実は周辺のところの説明も大事である。このことは指導員の聴覚障害者との交流の経験や深さなどにより認識が異なる。	—
			月1回、精神科医・内科医によるメンタル面の相談、健康相談やアドバイス等を実施 必要に応じて精神保健福祉士による訓練受講に関わる、メンタル面の相談やアドバイスを実施	⑯
			ろう学校に発語訓練を依頼し、週1回本人がろう学校に行き実施した。	⑯
			手話通訳者の派遣依頼(校の行事・就職基礎知識・就職相談・面談・面接練習等、年間40時間程度)	⑯

障害種別	障害程度	該当要件	具体的な特別支援の内容	支援内容の分類
多発性硬化症による両下肢機能	両下肢機能2級	個別	多発性硬化症の進行で視力低下が著しくなったため、テキストを拡大印刷した。また、聽力の低下、記憶力の低下があったため、作業指示の理解、作業内容の間違いが多くなることから、個別指導の時間を多くとて対応した。	⑩

障害種別	障害程度	該当要件	具体的な特別支援の内容	支援内容の分類
内臓機能障害		個別	障害特性や個々の諸条件に配慮し(訓練時間中の障害に伴う状況、生理的現象のため)出入り口の近くに席を配置し、訓練を実施。また、指定した車椅子用トイレに、個人専用のマットを持ち込み使用。	⑯
			精神保健福祉士が人工透析している学生と面談し、学生と医療機関との間にトラブルがあることが分かり、学生の要望により精神保健福祉士が医療機関と連携を図る。	⑯
		外部連携	月1回、精神科医・内科医によるメンタル面の相談、健康相談やアドバイス等を実施 必要に応じて精神保健福祉士による訓練受講に関わる、メンタル面の相談やアドバイスを実施	⑯

障害種別	障害程度	具体的な特別支援の内容	支援内容の分類	
知的	中、軽度	個別	<ul style="list-style-type: none"> 手帳の等級よりもレベルが低く訓練内容の理解が困難であり標準訓練が不可能なため、個別にレベルに応じたカリキュラムを設定し対応している。 ・障害特性や個々の諸条件に配慮した、多様な職種(流通・物流・調理・就業基礎・屋内環境・屋外環境)の訓練を実施し、個々の能力に合わせた訓練を実施。 	④
		教材(商品)の意味、重要性の個別指導。		⑩
		周囲に与える影響についての個別指導。 職場実習先上司による社会ルールについての説明。		⑫
		注意欠陥多動性傾向が見られ、作業中に不安定になることが多く、作業中に不安定になったときには刺激の少ない休息用のスペースに移動し、クールダウンさせていた。		⑯
		ノウハウ	<ul style="list-style-type: none"> ・時間の経過とともに記憶は薄れ、振り返りを行う際は適切な答えを言うため、その場で指摘する。 ・清掃する範囲など、アクリル紐などで枠どりし、範囲全体を確認する。 ・×時になつたら報告、△時になつたら次の作業と作業手順を板書しておく。 	⑤
		・本人の理解しやすい指示法の摸索。		⑥
		・特性を把握し、本人の意欲を引き出しながら自立性、協調性を交えた訓練の実施。		⑭
		外部連携	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、精神保健福祉士による訓練受講に関わる、メンタル面の相談やアドバイスを実施 月1回、神経内科医に来校してもらい、健康相談やアドバイス等を実施している。 	⑪
			・訓練の継続受講や自立に関わる生活面の指導を就業・生活支援センター等と連携し実施。	⑯
			<ul style="list-style-type: none"> ・入校後の早い時期から障害者職業センター担当官との連係を強化する。 ・訓練が終盤近くになった頃に、訓練生の居住地を管轄する障害者就業・生活支援センター担当者と本人との面談を行い連携を強化する。 	⑯

障害種別	障害程度	具体的な特別支援の内容	支援内容の分類	
精神	1、2、3級	個別	<ul style="list-style-type: none"> 通所の距離や交通の便から時間に間に合わせた出席は、体力的、精神的に負担が大きいことから出席時間を特別遅らせて設定した。 精神面、体力面等の負担を考慮し、訓練カリキュラムや訓練内容を弾力的に設定した訓練を実施している。 不安の継続、生活習慣の乱れ、就職できないことへの焦りが悪循環として現れているため、定期的な個別相談の場の設定により、スマールステップの目標を提示していくようにした。 統合失調症を発症して長期間経過し症状は安定しているが、服薬等による影響で集中力・持続力・理解力が低下し、技能訓練において一度で指示が入らない為個別に繰り返し指導している。 服薬によりてんかん発作は軽減されているが、改めて過去の発作の状況、前兆の状態、事業所に理解していただきたい点について整理し、自分から説明できるようにした。また、日常生活リズム及び健康の安定のために、健康チェック票を記載してもらい、自覚を促した。 コミュニケーション能力が極端に低い等、発達障害の傾向があるため、毎日の積極的な声掛け、個別の面接練習、自己理解を促すような作文をしてもらった。 精神的負担を軽減するための休憩室の整備や座席位置の調整等の配慮を行っている。 	④
		外部連携	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉士を配置し、隨時面談室にて健康相談やアドバイス等を実施している。 月に1回精神科を受診し、健康相談や服薬の調整を行っている。 調子が悪くても無理をしてしまい体調を悪化しやすいため、3ヶ月に1回程度、通院に同行し、訓練状況や就職活動状況を医師に報告し、今後の訓練の進め方、目標設定について相談を行なながら訓練を進めた。また実習や就職する際にも勤務時間等も相談を行い助言を貰いながら実施した。 訓練の受講継続や自立に関わる生活面の指導を就業・生活支援センター等と連携し、実施 	⑪
			⑯	
			入校後の早い時期から障害者職業センター担当官と本人との面談を行い連係を強化する。	⑯
			独り暮らしで生活面での心配や不安があると、訓練に集中できないことが多々あったため、保健所の方と連携し、生活面での保障など受けれる制度等を整理した。また就職する際にも協力していただい	⑯
			公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等就労支援機関との連絡会議を実施している(全訓練生対象)	⑰
			就職した会社から希望があった場合、本人の承諾を得て支援機関と連携して、障害理解の説明に行く	⑯
			就労支援機関に登録することを推奨し、修了後の相談窓口を確保し、継続した支援を本人が受けられるようにする。(校としては修了後1年ぐらいのアフターケアをしている)	⑯

障害種別	障害程度	該当要件	具体的な特別支援の内容	支援内容の分類
発達	3級	個別	導入訓練の実施。(体調管理及ストレスマネジメントについて取り組む)	④
	精神2級		訓練カリキュラムを受講できる訓練時間に合わせ再設定を行い個別訓練を実施する。	④
	不明		自分の課題の認識や習得したことを維持していくことが苦手なため、訓練中の指導の他、定期的に個別相談の場を設定し、振り返りと次回の目標について繰り返し確認した。	⑤
			集合訓練のカリキュラムを変更することはないが、障害の態様に応じて要素作業の進度や内容を調整する。徐々に、集合訓練に耐えうるよう改善を図っている。	⑥
			言葉による説明だけではなく、視覚に訴える図や絵や写真などを使用し、わかりやすさを心掛ける。できるだけ具体的な指示を心掛け、変更もなるべく少なくする。	⑩
	精神2級		複数人での集合訓練では、指示を聞くことができない、理解して動作できない等の問題が顕著に見られたため、殆どの場面で個別介助的に指導を行った。	⑩
	精神3級		説明は理解できるまで行い、じっくりと課題に取り組ませるとともに反復練習を行うことで理解力を高める(補習対応もある)	⑩
	精神2級 知的中度		生活リズムのコントロールの困難さから、訓練中に眠気を生じがちとなることがあるため、生活時間(就寝時間等)の確認や健康管理の指導を行ふとともに、訓練中の休憩時間を適切に取れるように指導した。	⑪
	精神2級		他者とのコミュニケーション、障害認識の理解促進、スムーズな就労を促進するため就労ゼミを実施している。	⑫
	精神2級		話しかけられた際に適切に返答することや視線を合わせることなどのコミュニケーションが苦手な面があるため、適宜個別相談の場を設定してロールプレイ(…のような場合は、…のように答える等)を実施した。	⑫
	精神3級		感情面で押さえることができなくなることがあります、クールダウンのために落ち着ける部屋を用意し、落ち着いてから訓練を始めることとした。	⑯
外部連携	不明	外部連携	興味・関心があることには丁寧に取り組める半面、そうでないことへの意欲が低く、眠気を我慢できないなどの傾向がある。休憩の取り方や、気持ちの切り替え方法を模索している。	④
	不明		訓練における課題の提示方法については試行錯誤している。	⑥
	精神2級		その都度の判断が必要になる農作業で、収穫のタイミングや大きさの選別について実習支援を複数回行い判断基準を設定した。	⑦
	精神3級		精神保健福祉士の配置があるため、訓練受講・生活等に係る相談支援を適宜実施している。	⑪
			1回／週の外部医師によるカウンセリングや保健師(職員)による健康相談の案内を適宜行う。	⑯
	不明		昼夜逆転の生活が続き、どうしても朝の訓練に間に合わない。指導員面接を何度も重ね、本人の意向に対し傾聴して対応を図っても改善が図れない状況で医療機関関係機関との継続的な連携が必要であった。	⑯
	不明		障害に対する自覚はあるものの、それを回避の言い訳にしたり、他者の責任にしていた。医療機関、支援機関につなぐ糸口は作ったが、それらが本人の満足のいく十分な時間をかけた支援ができるかどうかは疑問と思われる。	⑯
	不明		地元の就労支援センターと連携し就職活動を進める予定である。	⑦
			修了後の支援にスムーズにつなげることができるよう、訓練期間中に2回の支援機関とのケース会議を行っている。	⑪
	精神3級		公共職業安定所、障害者就業・生活支援センタ等就労支援機関との連絡会議を実施している(全訓練生対象)	⑪
発達	精神3級	個別	発達障害の理解促進のために、事業所側に職場実習を依頼する。	⑪
	精神3級		地域障害者職業センター、発達障害者支援センター、障害者就業・生活支援センター、病院、福祉施設による支援ネットワークを構築し、就職後の事業所内での本人への支援や事業所への支援について巡回訪問を行った。	⑯
	精神2級		就職した会社から希望があった場合、本人の承諾を得て支援機関と連携して、障害理解の説明に行く。	⑯
			慣れた人でないと自分の不安な気持ちや心配事を離すことができない訓練生に対して、訓練前から関わりのある地域の支援センターに就労後のフォローアップ支援を依頼し、実施した。	⑯

障害種別	障害程度	具体的な特別支援の内容	支援内容の分類
高次機能障害	個別	片麻痺、記憶力の低下、失語症があり、グループで同じ作業をしていると他者と比べ何もできないとどんどん自信を失っていく訓練生に対し、個別のカリキュラムと訓練目標を設定し実施した。	④
		休職中の方に対する職場復帰を目指した訓練を実施した。応用作業が困難なことから、復職可能な職務を想定し、職場と同じ入力環境を設定して訓練を行った。	④
		障害特性や個々の諸条件に配慮し、学科・実技など必要に応じて、個別指導を実施。また、訓練内容の振り返り(反復訓練)等の訓練指導を実施。	⑤
		記憶障害については、メモの取り方を具体的に整理し、本人が理解しながら活用できるようにした。左半側無視については、事務作業において、用紙の左側に差し紙をおいて、左側の起点を認識できるようにした。	⑥
		導入訓練によるメモリノート活用方法の習得。	⑧
	ノウハウ	粘り強い傾聴と個別指導を繰り返し行うものの効果的な手法が見当たらない。	—
		記憶の補完として、本人による操作手順の電子データ化を勧め、取り組んだ。	⑩
		職員の経験がまだ十分に蓄積されていない。	—
	外部連携	必要に応じて精神保健福祉士による訓練受講に関する、メンタル面の相談やアドバイスを実施。	⑪
		1回／週の外部医師によるカウンセリングや保健師(職員)による健康相談の案内を適宜行う。	⑫
		高次脳機能障害の主治医と定期的に情報交換を行い、訓練の場で支援していることや就職後の事業所内での留意点等について助言をいただいた。	⑬
		2ヶ月に1回医療機関、生活支援機関、地域障害者職業センター等と復帰に向けてケース会議を開催した。復帰前1か月は通勤等に慣れるため、地域の障害者職業センターの支援も受けた。	⑭
		月1回、精神科医・内科医によるメンタル面の相談、健康相談やアドバイス等を実施。	⑮
		就労支援機関に登録することを推奨し、修了後の相談窓口を確保し、継続した支援を本人が受けられるようにする。(校としては修了後1年ぐらいいのアフターケアをしている)	⑯
		就職した会社から希望があった場合、本人の承諾を得て支援機関と連携して、障害理解の説明に行く。	⑰
		就職した会社から希望があった場合、本人の承諾を得て支援機関と連携して、障害理解の説明に行く。	⑱

障害種別	障害程度	具体的な特別支援の内容	支援内容の分類
視覚 聴覚	個別	基礎学力が低く、また、視覚・聴覚双方からの情報が制限されるため、高い自己評価を修正するため頻繁な指導が必要になり、個別性が高い。	⑤
		作業指示はパソコン入力と手話、筆談を用いて訓練実施している。	⑥
		導入訓練による視覚障害者支援機器の習得。(拡大読書器・画面拡大ソフト)	⑦
		コミュニケーション面では、筆談を中心となるため主にパソコン入力、画面拡大文字にてコミュニケーションを図っているため時間を要する。	⑩
	ノウハウ	市販教材では、PC操作はマウス中心の内容であるため、新規のOSやオフィスソフトのバージョンアップの都度、視覚障害者が対応可能なキーボード操作を試行錯誤しながら検討し、教材作成している。	⑦

聴覚 ^(2級) 言語 ^(3級) 視覚 ^(3級)	重複	個別	発語が不明瞭であるため訓練やコミュニケーションを取る際には双方による手話および筆談を実施。手話は比較的近い距離で行うことや、筆談をする際には大きく太めの文字で書く等の対応。	⑩
--	----	----	--	---

視覚 四肢体幹機能 ^(1級)	重複	個別	視覚障害(全盲)のため集合訓練は困難であり、また、ミスに対する意識が低く、適時な指摘による自己認識を促すような対応が必要であった。	⑤
			市販教材では、PC操作はマウス中心の内容であるため、新規のOSやオフィスソフトのバージョンアップの都度、視覚障害者が対応可能なキーボード操作を試行錯誤しながら検討し、教材作成している。	⑥
	重複	ノウハウ	脊髄小脳変性症による視力低下により、パソコン画面を見渡すことができないため、誤操作、間違いに気付かない。よって、確認作業が困難なため指導員のによる確認作業を多く取って指導した。	⑩

障害種別	障害程度	該当要件	具体的な特別支援の内容	支援内容の分類
肢体不自由(2級) 発達性ジストニアによる両上下肢機能移動機能 発語がほとんど出ない障害を持ち、理解力も低い者	重複	個別	上肢の麻痺の影響から、入力は右手ひとさし指が中心であり左手を添えながらとなるためスピードは遅いが、理解力の関係から仕事内容をデータ入力に特化し、数値入力・タイピングの正確性を高める訓練、実践的なデータ入力課題を作成して繰り返し実施。	⑥
	重複		可能な範囲で声に出すこと、文字によるコミュニケーションを自分から取るように指導している。(訓練場面や面接においても、筆談するようにデジタルメモ(キングジムのボメラ)に入力して自分の意思を伝達)	⑧
	重複	外部連携	地元の就労・生活支援センターに登録して、職場実習中のサポートや就職後のアフターケアをさせていただくための、フォローアップ体制を確立。	⑯
肢体不自由(1級) 頭部外傷による右上下肢機能 本人の障害特性(記憶力の悪さ、注意力・集中力の低下など)から高次脳機能障害が疑われるが、医師の診断がなかったり、本人・家族の自覚もがない者	重複	個別	記憶障害や注意力障害があるために進度はスローペースのため、各カリキュラムの訓練時間や訓練内容は個別に設定した上で、個別指導を実施。	④
	重複		就職活動に対する支援(会社情報の収集、履歴書・自己紹介状の作成、模擬面接練習、面接場面に同行してサポート、職場実習の実施)。	⑯
	重複	ノウハウ	高次脳機能障害者に対しては、導入訓練(自己の障害認識を高める指導や補完手段の習得等)のプログラムは実施しているところであるが、障害認定がされていなかったり、本人の障害に対する認識・自覚がない者に対する自己の障害認識を高める指導等の具体的方法は確立されていない。	—
	重複	外部連携	地元の就労・生活支援センターに登録して、就職活動のサポートや就職後のアフターケアをさせていただくための、フォローアップ体制を確立。	⑯
上肢機能(2級) 両下肢機能(1級)	重複	個別	利き手交換により、機器操作やタイピングの訓練を多めに設定するなど障害の状況に応じた訓練を実施した。	⑤
内部機能1級 四肢機能2級	重複	外部連携	身体障害者とされているが、入校後、精神障害が疑われる者は、訓練受講の継続、就職活動について、精神科医等専門家の日頃の観察の継続、指導スタッフとの連携が必要。	⑯
両下肢機能 体幹機能(2級)	体幹機能2級	個別	電動車いすを使用。 両手指の動きに固さは残るが、本人の日々のタイピングにより一定のスピードは習得。物をつかんで腕を上げることは困難なため補助が必要(例:厚めの教本を本棚に戻す等)であった。	⑨

障害種別	障害程度	該当要件	具体的な特別支援の内容	支援内容の分類
聴覚知的	重複	個別	聴覚障害故のコミュニケーションの指導も含めて、極めて個別生高い指導が必要。	⑤
	重複	個別	知的障害にも起因して語彙が少なく抽象的な理解は難しいため平易な言葉に置き換えたうえでルビをふるなど教材全般について工夫を加えた。	⑥
	重複	個別	作業指示、報告や相談などコミュニケーションについて聴覚障害への配慮として、手話やジェスチャーなどを交えて行った。順を追って説明する場合はパワーポイントの活用等を行った。	⑯
	重複	個別	口頭での指示がほとんど理解できない状況だったので、個別に板書などを行った。また、他の訓練生が発表などを行っているときは手話通訳を行ったり、板書をポインターなどを活用し、情報の補完を行った。	⑯
	重複	個別	基礎学力が極度に低いため、小学校低学年程度からの国語、算数の指導を追加指導するとともに、日常生活における、ビジネスマー以前の内容から指導が必要で、働く意義やお金の使い方、等の指導が必要。	⑯

左上肢機能全廃知的	上肢機能2級	個別	知的障害程度の基礎学力のため(小学校高学年レベル)、訓練進度が明らかに遅かった。基礎学力を向上させるため、訓練に新聞記事を利用した漢字の理解、算数の理解を取り入れた。	③
両下肢機能 療育手帳及び医師の診断書はないが知的障害の特性も見られる	両下肢機能2級	個別	基礎的な学力不足に加え、複数のことを同時にを行うことや自分で物事の手順を組み立てることが困難であったため、個別対応の訓練を行った。	⑤
	両下肢機能2級	個別	メモリーノートの活用といった補完方法の習得も併せて実施した。	⑧
知的(B) 身体障害者手帳(2級) (右上肢機能(3級)、右下肢機能(4級))	重複	個別	厨房での作業が中心であったため専用の服の着用が避けられない一方で着脱などが自力ではできにくいためボタンの代わりにマジックテープを使うなど専用の工夫を加えた。	⑨
	重複	外部連携	体育や普段のウォーキング、立ち作業や重量物の運搬など動作全般について避けるべきことや耐えられる負荷の程度等をご家族やご家族経由で主治医の判断をこまめに仰ぐことで過負荷にならない様配慮した。	⑯

障害種別	障害程度	該当要件	具体的な特別支援の内容	支援内容の分類
精神 視覚	重複	個別	導入訓練による補完手段の習得、疲労マネジメントの習得を得て、本訓練へ移行。	③
	重複		本訓練では疲労等の負担を考慮し、訓練時間内における休憩の取り方について配慮を行い個別訓練を実施している。長時間のPC操作は眼の負担が大きいため、短期間での集中的な訓練も困難ため、個々の状況に応じた対応が不可欠である。	⑤
	重複		視覚障害者支援機器の習得(画面読み上げソフトの習得、画面拡大ソフト、拡大読書器)による課題演習。	⑧
	重複		PC経験がほとんどない中高年の視覚障害者であり、視覚情報が十分に得られない中で技能習得しなければならず、技能定着がスムーズでなく、繰り返しの訓練が必要となり、技能定着の状況を適時に確認し、自己認識を促すような対応が必要となっている。	⑩
	重複	ノウハウ	市販教材では、PC操作はマウス中心の内容であるため、新規のOSやオフィスソフトのバージョンアップの都度、視覚障害者が対応可能なキーボード操作を試行錯誤しながら検討し、教材作成している。	⑥
	重複	外部連携	健康管理のため睡眠時間の把握、服薬管理、ストレス度合いの確認を毎日行っている。訓練中はこまめな声掛けを行い疲労度・体調面について確認している。	⑪
	重複		精神の障害も自身は軽いものとし、医師に対しても不信感をあらわにして受診を拒むなど、支援の糸口がつかみにくい。少しずつでも医療や支援機関向かう気持と、信頼関係の保てる医療機関が必要。	⑯
下肢機能(2級) (医師の診断書等はないが 精神障害の特性も見られる者)	下肢機能	個別	欠席や薬の副作用で訓練時間中に睡眠に陥っていた時間の訓練については、体調や気分の良い時間帯に個別に指導を行っていた。	⑤
	下肢機能	個別	表情が硬い時や気分が不安定な時は、担当職員と看護師を含めて、本人の話などを聞くように配慮していた。	⑪
	下肢機能	外部連携	担当指導員が、2ヶ月に1回位、精神科医に健康相談やアドバイスを受けていた。	⑯
二分脊椎による両下肢機能/体幹機能/精神(そううつ) <small>(2級)</small>	重複	個別	状態が安定していれば、訓練に集中できるが、安定していない状態での訓練は本人にとっても辛い為訓練を中断し休息せざるをえない。	⑤
	重複		生活日誌の記録により、服薬の確認、就寝・起床・睡眠時間、気分の状態を把握し、毎日の生活チェックを行っている。	⑪
	重複	外部連携	精神科主治医への定期通院によるカウンセリングや薬に調合。施設内看護師、指導課カウンセラーと連携を取り対応を検討。	⑯
障害種別	障害程度	該当要件	具体的な特別支援の内容	支援内容の分類
聴覚(2級) 感音性難聴 発達	聴覚2級	個別	作業系の訓練において、独自に作業してしまうことがあり、指示を出すときに視覚的に分かりやすい物や教材等で行った。	⑥
	聴覚2級	個別	実技訓練を行う場合、訓練指示は手話、筆談で伝わらないこともあるので、横で指導員が実際に同じ作業を行って見本を示す等の対応を行った。	⑩
両下肢機能(2級) (医師の診断書はないが 発達障害の特性も見られる)	両下肢機能2級	個別	円滑にコミュニケーションを取ることが難しく、個別に相談を行っている。	⑩
	両下肢機能2級	個別	糖尿病を患っているが、ストレス発散のため過食をすると、セルフコントールにも課題があり、個別に相談を行っている。	⑪
左上肢機能2級 体幹機能2級(1級) 高次脳機能	重複	個別	高次脳機能障害に対する障害認識は浅く、メモを取る、メモを確認して行動するといったことについては疎かになり、なかなか指導が定着しない。就職先も企業イメージや身分にこだわり、自分の能力以上のものを求められる企業を希望する。	⑤
	重複	外部連携	就労に関する支援機関との関係が全くなかったことから地元の支援センターを紹介する。相談を続けていく中でやっと少しずつ自分の適性や能力に合った就職先を探すようになっている。	⑪
高次脳機能 知的(精神2級)	重複	個別	過保護な環境下で生育してきた傾向があったため、就職に向けた社会適応力の向上を目的とする場面では、本人への提示内容をより噛み砕き、心の成長を促すような指導を行った。	⑫
知的(B) 脳性マヒ(2級)	重複	個別	知的障害があるため、事務的作業が難しく、立位作業が可能になるように、自助具を作成し訓練、就職活動を行った。	⑥
精神 発達	重複	個別	福祉機関での生活が長期に渡り継続していたため、働くことの意義、自立の必要性、自由に伴う責任、といった社会通念の定着を都度促しながら、個別に訓練を実施した。	⑫
高次脳機能 精神(てんかん)	重複	個別	感情のコントロールが難しく、受傷が若かったせいもありまたTPOに則した対応が難しい。注意をしても記憶の低下もあり定着しない。そのため訓練生や指導員とのトラブルが多く、トラブルになってしまいケロッとしている事も多い。そのためコミュニケーションが難しい訓練生とは距離を取り、指導員との対応時も馴れ馴れしくしないよう上司と部下という関係を強調した対応を徹する。	⑤

別添4

「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に関する状況把握調査

「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に関する状況把握調査集計結果

対象者の状況	サンプル数	順位	合計	訓練内容の変更・調整(訓練科、訓練カリキュラム、訓練期間、訓練時間等)		【訓練方法の配慮(情報・コミュニケーション、訓練機器、教材、心理面・健康面等)】												【支援体制(生活支援、就職定着支援)の整備】				【その他】				
				平均を上回った支援項目数	特別支援障害者平均を上回った支援項目数	①入校時ににおいて、個々の状況に応じた方法を用いて本人の障害等を把握し、入校後の訓練カリキュラムの策定や訓練を円滑に実施するためのガイド等を行っている	②障害に配慮した特別な訓練科あるいは訓練コースを設定している	③障害に配慮した特別なカリキュラムを柔軟に設定している	④通院や適応状況に配慮してカリキュラムを柔軟に設定している	⑤訓練の理得度・進捗状況等に配慮して訓練環境を柔軟に設定している	⑥障害特性に配慮して訓練環境を柔軟に設定している	⑦訓練生の訓練意欲を喚起し訓練を継続させるための動機付けや職業訓練上の悩み等を解消するための個別ガイダンス等を実施している	⑧障害に応じた支援機器・ソフトの活用方法と作業指示書を作成し訓練を実施している	⑨障害に応じた支援機器の開発・専門用の教示を行っている	⑩専用機器・ソフトの活用方法と業務への応用の教示を行っている	⑪教材の読み上げ、ページめくり、検定試験のマークシート代筆等の作業を補助している	⑫通常の指導が理解され難い場合等に、通常より時間をかけて個別指導を行っている	⑬障害特性に配慮して個別に情報伝達ににくい場合等に、通常より時間をかけて伝達したり、代替手段や補助教材等を活用して理解度を確認している	⑭日常生活の不安、悩み等について個別ガイダンスを実施し、健康・生活面の把握を行っている	⑮対人技能、社会性等の事務等について個別指導を行っている	⑯在校内及び校外実習場の移動補助を行っている(訪問機関や家族と連携・調整している場合を含む)	⑰食事、トイレ、入浴等の生活に係る配慮を行っている(訪問機関による基盤知識の付与、職場実習による就業体験機会の提供等、個別の就職支援を行っている(他の機関との連携を含む)	⑲障害者等に応じて、就職活動における基礎知識の説明会等を通じて、企業に障害者の理解促進を図るとともに、個々の障害者が就職するため必要な職場環境整備のコンサルティングを行っている	⑳その他の個別の支援事項を行っている		
視覚障害1級	5	1	79.0	20	16	2.4	2.4	2.8	5.4	5.8	3.4	4.8	4.8	6.0	3.8	3.2	5.6	4.2	3.6	4.0	2.4	2.4	4.8	4.8	0.0	
知的障害(重度)	1	2	77.0	16	16	3.0	2.0	2.0	6.0	6.0	6.0	6.0	0.0	0.0	0.0	6.0	5.0	5.0	5.0	0.0	0.0	4.0	6.0	6.0	6.0	
精神障害1級	1	3	74.0	15	15	3.0	3.0	3.0	6.0	6.0	6.0	3.0	0.0	0.0	0.0	5.0	0.0	6.0	6.0	0.0	0.0	6.0	6.0	6.0	6.0	
高次脳機能障害	4	4	69.2	16	16	3.0	2.5	2.5	3.0	5.8	5.1	5.3	5.3	2.1	0.0	0.0	5.8	0.0	5.1	5.5	0.0	0.0	4.1	4.8	5.0	4.3
精神障害2級	9	5	63.7	17	16	2.1	2.2	2.2	2.4	4.4	4.5	4.8	3.2	1.3	0.4	0.0	4.4	2.8	5.5	4.7	0.0	0.0	4.4	5.4	5.5	3.5
精神障害3級	9	6	60.2	17	15	1.8	2.3	2.2	2.7	4.3	4.3	4.8	3.1	1.9	0.0	0.0	4.4	2.2	5.0	4.9	0.0	0.0	4.1	4.7	4.4	3.1
発達障害	10	7	55.3	15	13	2.1	1.9	2.1	2.1	4.2	4.4	4.9	2.7	0.6	0.4	0.0	3.9	1.0	4.5	5.3	0.0	0.0	4.5	4.8	4.1	1.8
視覚障害2級	7	8	54.9	13	12	2.3	2.3	2.3	1.0	5.0	5.1	3.3	3.3	3.0	4.2	1.9	2.2	4.4	2.0	1.8	1.2	0.6	1.0	4.0	4.0	0.0
知的障害及び身体障害を併有する者	8	9	54.1	14	7	2.3	1.4	1.6	1.8	3.8	3.4	3.8	4.9	1.1	0.0	0.0	5.3	3.5	4.4	4.2	0.0	0.7	2.7	4.6	3.8	0.8
脳性麻痺による上肢機能障害2級	2	10	45.5	14	10	2.5	1.0	2.0	2.0	4.5	4.0	2.0	3.5	0.0	1.5	1.5	2.5	2.5	4.0	3.0	0.0	1.0	0.0	4.5	3.5	0.0
2級以上の両上肢障害及び2級以上の両下肢障害を併有する者	5	11	45.4	12	6	1.8	0.6	1.8	2.0	4.0	4.0	2.4	0.0	1.2	0.0	2.0	3.8	0.6	4.8	2.2	1.8	4.0	1.8	4.0	2.6	0.0
上肢障害1級	2	12	45.0	12	10	2.0	1.0	2.0	1.0	4.0	4.0	4.0	3.5	4.0	2.0	1.5	2.0	0.0	2.0	2.0	0.0	1.0	0.0	5.0	4.0	0.0
体幹機能障害1級	5	13	44.6	10	5	1.4	0.8	1.2	1.6	3.8	4.6	3.4	2.6	1.2	0.8	1.2	1.6	0.8	4.0	2.2	2.2	1.6	3.8	3.6	2.2	0.0
知的障害(中度)	6	14	43.6	11	5	2.3	2.3	1.7	1.3	3.6	3.8	3.5	3.1	0.7	0.0	0.0	3.9	0.6	3.6	3.6	0.0	0.0	2.3	2.5	3.0	1.8
知的障害(軽度)	9	15	43.0	12	5	2.2	2.2	1.8	1.8	4.0	1.8	4.2	3.8	0.0	0.0	0.0	4.1	0.0	3.9	3.7	0.0	0.0	2.1	3.4	2.7	1.3
体幹機能障害2級	5	16	39.4	9	5	1.6	1.4	0.8	0.4	3.6	4.4	3.8	2.0	2.0	0.0	1.8	0.8	0.8	2.6	3.0	1.2	1.6	1.2	3.2	3.2	0.0
脳性麻痺による上肢機能障害2級	7	17	39.3	7	5	1.7	1.0	1.6	1.1	4.3	2.7	3.0	1.2	0.6	0.6	1.8	2.6	0.0	4.2	4.0	0.6	0.2	0.6	4.4	3.1	0.0
脳性麻痺による上肢機能障害1級	3	18	33.4	6	3	1.3	0.7	1.3	1.0	1.7	2.6	2.3	1.4	1.0	1.4	1.0	2.6	0.0	3.7	4.0	0.0	1.0	1.4	2.7	2.3	0.0
聽覚障害1級	6	19	33.2	5	3	0.8	0.0	0.3	1.2	4.0	3.3	3.7	0.5	0.0	0.0	0.0	3.5	4.6	3.0	1.9	0.0	0.0	0.0	2.8	2.2	1.4
上肢障害2級	7	20	31.0	4	1	0.7	0.3	1.1	1.1	2.5	3.0	3.0	2.5	1.0	0.6	1.8	2.2	0.0	3.6	2.4	0.0	0.0	0.4	3.0	1.8	0.0
脳性麻痺による移動機能障害2級	4	21	28.9	4	1	1.3	0.5	0.8	1.3	3.3	3.0	3.8	0.8	0.0	0.8	0.8	2.0	0.0	2.3	2.1	0.0	1.0	1.0	2.3	1.8	0.0
聽覚障害2級	10	22	28.5	1	1	1.0	0.6	0.7	0.4	3.0	2.9	2.6	1.5	0.5	0.0	0.0	2.1	5.0	1.5	2.0	0.0	0.0	0.0	2.7	2.0	0.0
脳性麻痺による移動機能障害1級	1	23	27.0	7	5	2.0	0.0	1.0	2.0	4.0	2.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0
下肢障害1級	7	24	26.9	3	1	1.0	0.3	0.4	1.1	3.3	3.4	1.9	0.6	0.2	0.6	0.9	2.0	0.0	2.4	1.7	0.6	1.7	0.4	2.3	1.9	0.2
下肢障害2級	11	25	23.7	2	1	0.9	0.4	0.5	1.3	1.8	1.9	2.2	0.0	0.2	0.0	0.4	2.3	0.0	2.0	1.9	0.7	1.7	1.5	2.4	1.2	0.4
内部障害2級	2	26	21.0	2	1	0.5	0.0	1.0	1.5	3.0	3.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.5	0.0	0.0	0.0	3.0	0.0	3.5	0.0
内部障害1級	7	27	17.3	0	0	0.6	0.3	0.3	1.0	2.3	1.2	1.0	0.6	0.0	0.6	0.0	1.3	0.0	3.3	0.7	0.0	0.0	0.6	1.2	2.3	0.0
平均	27		44.6	9.8	7.2	1.8	1.2	1.5	1.7	3.9	3.7	3.6	2.3	1.0	0.8	0.8	2.9	1.5	3.5	3.0	0.4	0.8	2.1	3.7	3.2	1.2
特別支援障害者平均	13		54.1	13.0	10.5	2.0	1.7	2.0	1.9	4.3	4.4	4.0	2.8	1.8	1.2	1.2	3.2	1.4	4.1	3.8	0.8	1.0	2.8	4.4	3.9	1.4

別添5

訓練生に対する支援・配慮事項調査

訓練生に対する支援・配慮事項調査

※「支援内容分類」欄については、前回(平成19年)の状況調査区分により、具体的な特別支援の内容を事務局において分類したものである。
支援内容の分類については、添付の調査票要件・支援内容コード表を参照。

障害種別	配慮内容	支援内容分類	
視覚障害	支援・配慮する上での職業訓練上の基盤環境整備		
	盲導犬の待機場所及び食事・排泄場所の確保(全盲の場合)	一	
	視覚障害者用の休憩室の確保	一	
	点字ブロック、点字表示のある手すりの設置、廊下の暗い部分へのLED照明の設置、玄関および訓練生通用口に音声ガイド装置の設置	一	
	重度視覚障害者訓練の教室を1階に設置し、災害時のための通路を教室横から避難できるように整備している。	一	
	障害に配慮した入浴設備等のある宿舎の整備	一	
	個々の障害者の状況により個別対応が必要となる職業訓練上の支援・配慮		
	訓練内容	視覚障害者支援機器・ソフトの習得を目的とした導入訓練の実施 視覚障害者向けの訓練コースを設置 通院状況や体調、訓練進捗状況、就職活動状況に配慮した訓練カリキュラムの弾力的運用・変更 残存視力の活用状況に応じた(弱視者、眼精疲労等)訓練時間の調整 重度視覚障害者専門の訓練コースの設置 始業時間・終了時間への配慮(交通事情を考慮して)	⑧ ② ④ ④ ② ④
	訓練方法	検定試験時のマークシートの代筆、検定時間の延長 座席を前列にして、必要に応じて教材の読み上げ 専用機器・ソフト(音声系、拡大表示系)の活用方法と業務への応用の教示 マウス操作ではなく、ショートカットキー操作を中心としたパソコン操作の指導 個別訓練カリキュラム、支援計画についての事前説明及び本人の意思確認(訓練開始時点、変更時点、修了時点) 内容に応じ、グループ又は個別による訓練の実施 就労現場のイメージの獲得、職場への不安を緩和するための職場見学・職場実習の実施 職場実習先事業所、就職先事業所の業務内容に合わせた教材の作成 テキスト、資料等の印刷物の拡大コピー 座学での教室前方の板書をビデオカメラで拡大し、個々の机上モニターへ表示 実習時にはほぼマンツーマンで訓練を実施 眩しさへの対応(パーテーション活用)	⑨ ⑨ ⑧ ⑧ ④ ④ ⑦ ⑤ ⑨
	支援体制	入校当初の施設内・施設付近についてのオリエンテーション(視覚に頼らない移動方法等の案内)の実施 企業に視覚障害の理解促進を図るための障害者校の訓練状況の視察、説明会の実施 職場実習時の通勤指導の実施 就職活動において必要な応募書類(履歴書、職務経歴書等)の電子ファイル化 事業所面接、就職面接会、ハローワーク訪問等就職活動全般に係る移動補助 事業所に対する操作技能アピールのためのデモンストレーションの実施支援及び操作技能の映像撮影・CD化 事業所に対する視覚障害者採用に向けた職場環境整備や指導方法等のコンサルティングの実施 事業所での視覚障害者支援機器・ソフト整備に係る情報提供 就業事業所への通勤訓練の実施 看護師や医療機関と連携した健康相談、受診等の健康管理 ハローワークによる職業相談への同行 ハローワーク担当者を招聘しての相談会の実施 関係機関、事業主、本人、本人家族等を招聘しての拡大ケース会議の開催(支援体制等の検討)	⑩ ⑩ ⑩ ⑩ ⑩ ⑩ ⑩ ⑩ ⑩ ⑩ ⑩ ⑩ ⑩ ⑩ ⑩ ⑩ ⑩ ⑩ ⑩ ⑩
	その他	入校選考時、問題・解答用紙の拡大コピー、問題の点字化・音声化、拡大読書機の使用 地域障害者職業センター、ハローワーク、医療機関、支援機関等からの情報収集 音声(CD、SPコード)、点字など障害状況に応じた媒体での募集案内の作成・配布 入校選考時に、アイサポートセンター職員による相談会を実施 入寮希望者に対しては、1泊2日の体験入寮の実施 点字化した募集案内の作成・配付	⑩ ⑩ ⑩ ⑩ ⑩ ⑩

障害種別	配慮内容	支援内容分類	
聴覚・平衡障害	支援・配慮する上での職業訓練上の基盤環境整備		
	訓練時間等を知らせるパトライトの設置	一	
	寮に聴覚障害者用非常警報装置のフラッシュライト設置	一	
	エレベーター、手すり、スロープ、男子寮の浴槽へのスロープ、建物入口は自動ドア、屋内ドアは吊り戸の引き戸、ラッシュ火災報知器	一	
	体調不良の場合の保健室(看護業務嘱託員の配置)	一	
	個々の障害者の状況により個別対応が必要となる職業訓練上の支援・配慮		
	訓練内容	聴覚障害者の負担に配慮し、適宜休憩を取っている	(4)
	訓練方法	マイク、スピーカー、プロジェクター、スクリーンなどの活用	(10)
		検定試験時の手話通訳、筆談	(9)
		手話の見やすい座席配置	(10)
		視覚的教材の充実	(6)
		訓練生が読話できるように、話すときはゆっくり大きな口をあけて話すように心がける	(10)
		個別訓練カリキュラム、支援計画についての事前説明及び本人の意思確認(訓練開始時点、変更時点、修了時点)	(4)
		理解力に配慮した手話や視覚情報、例示的教示による指導の実施	(10)
		手話通訳員による、手話および筆談等の支援	(10)
		長時間の読話による疲労に配慮し説明に適宜、区切りを入れる	(10)
		月1回、精神科医・内科医によるメンタル相談、健康相談やアドバイス等を実施	(16)
		音声認識ソフトを導入して、指導員の説明をディスプレイに表示させて説明の補完を試行的に行っている。	(7)
	支援体制	入校当初の施設内・施設付近についてのオリエンテーション(手話での説明)の実施	(19)
		企業に聴覚障害の理解促進を図るための障害者校の訓練状況の視察、説明会の実施	(18)
		就職等面接時に同行しての手話通訳	(17)
		看護師や医療機関と連携した健康相談、受診等の健康管理	(16)
		ハローワークによる職業相談への同行	(17)
		ハローワーク担当者を招聘しての相談会の実施	(17)
		関係機関、事業主、本人、本人家族等を招聘しての拡大ケース会議の開催(支援体制等の検討)・手話のできる職員の配置	(17)
		家族や関係機関との連携による心理的ケアと生活支援への協力依頼	(16)
		生活指導事務嘱託員、心理相談事務嘱託員、看護業務嘱託員、就職支援事務嘱託員の配置	(11)
		障害等に応じて、インターンシップによる就業体験機会の提供等、個別の就職支援の実施	(17)
		ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等との連絡会議等の実施	(17)
	必要に応じて企業面接や実習時に指導員が同行	(13)	
	事業所側に聴覚障害者への対応上の配慮等を説明	(18)	
その他	入校選考時、手話・筆談による試験説明(要約筆記者・手話通訳等の配置)	(19)	
	理解力に配慮した手話や視覚情報(板書、プロジェクト等)による入校選考の実施	(19)	
	職員の養成(手話講習会の開催)	一	

障害種別	配慮内容	支援内容分類	
音声・言語障害	支援・配慮する上での職業訓練上の基盤環境整備		
	体調不良の場合の保健室(看護業務嘱託員の配置)	一	
	個々の障害者の状況により個別対応が必要となる職業訓練上の支援・配慮		
	支援体制	生活指導事務嘱託員、心理相談事務嘱託員、看護業務嘱託員、就職支援事務嘱託員の配置	(11)
		障害等に応じて、インターンシップによる就業体験機会の提供等、個別の就職支援の実施	(17)
		ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等との連絡会議等の実施	(17)
		企業に障害の理解促進を図るための障害者校への訓練状況の視察誘致、企業説明会等の開催	(18)

障害種別	配慮内容		支援内容 分類
上肢切断	支援・配慮する上での職業訓練上の基盤環境整備		
	健康管理室の設置		一
	ドアノブのない、引き戸の整備(両手切斷の場合)		一
	個々の障害者の状況により個別対応が必要となる職業訓練上の支援・配慮		
	訓練内容	通院状況や体調、訓練進捗状況、就職活動状況に配慮した訓練カリキュラムの弾力的運用・変更	(4)
	訓練方法	作業に必要な各種治具(紙押さえ等)の開発	(7)
		昇降可能なテーブルの使用	(9)
		記入用紙の拡大	(6)
		マウススティック、トラックボール等の活用によるパソコン操作(両手切斷の場合)	(8)
		検定試験時の検定時間の延長(両手切斷の場合)	(9)
		汗をかきやすく、疲れやすいことへの配慮(両手切斷の場合)	(10)
		パソコン操作時におけるショートカットキー活用指導	(8)
		個別訓練カリキュラム、支援計画についての事前説明及び本人の意思確認(訓練開始時点、変更時点、修了時点)	(4)
		就労現場のイメージの獲得、職場への不安を緩和するための職場見学・職場実習の実施	(17)
	支援体制	支援機器・ソフトの活用方法と業務への応用の教示	(8)
		筆記量を減らすための資料配付や板書を消さないで残す等の配慮	(10)
	その他	食事・排泄介助(両手切斷の場合)	(15)
		物の出し入れの補助	(9)
		企業に理解促進を図るための障害者校の訓練状況の視察、説明会の実施	(18)
		看護師や医療機関と連携した健康相談、受診等の健康管理	(16)
		ハローワークによる職業相談への同行	(11)
		ハローワーク担当者を招聘しての相談会の実施	(11)
		関係機関、事業主、本人、本人家族等を招聘しての拡大ケース会議の開催(支援体制等の検討)	(17)
		生活指導事務嘱託員、心理相談事務嘱託員、看護業務嘱託員、就職支援事務嘱託員の配置	(11)
		障害等に応じて、インターナーシップによる就業体験機会の提供等、個別の就職支援の実施	(17)
		ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等との連絡会議等の実施	(17)
	その他	入校選考時、試験時間の延長(両手切斷の場合)	(19)
		地域障害者職業センター、ハローワーク、医療機関、支援機関等からの情報収集	(16)
		入校選考時、解答用紙の拡大(巧緻性の低下に配慮)	(19)

障害種別	配慮内容		支援内容 分類
上肢機能障害	支援・配慮する上での職業訓練上の基盤環境整備		
	ドアノブのない、引き戸の整備		一
	休憩室、健康管理室の設置		一
	個々の障害者の状況により個別対応が必要となる職業訓練上の支援・配慮		
	訓練内容	障害状況に応じて試験や訓練課題の時間の延長を行う。	(9)
		個々人の適応状況や病院の通院等に配慮し、カリキュラム等を個人的・弾力的に変更調整	(4)
	訓練方法	マウススティック、トラックボール等の活用によるパソコン操作	(8)
		検定試験時の検定時間の延長	(9)
		個別訓練カリキュラム、支援計画についての事前説明及び本人の意思確認(訓練開始時点、変更時点、修了時点)	(4)
		筆記量を減らすための資料配付や板書を消さないで残す等の配慮	(10)
		月1回、精神科医・内科医によるメンタル相談、健康相談やアドバイス等を実施	(16)
		筆記を取りるために、大きなマス目の用紙を準備して使用させる。	(6)
		片手や片腕でも使用可能な訓練機器の利用を促進	(8)
		障害に合わせた高さの机の設置	(9)
	支援体制	食事・排泄介助	(15)
		企業に理解促進を図るための障害者校の訓練状況の視察、説明会の実施	(18)
		看護師や医療機関と連携した健康相談、受診等の健康管理	(16)
		必要に応じて校内及び校外実習の際の移動補助の実施	(13)
		ハローワークによる職業相談への同行	(11)
		ハローワーク担当者を招聘しての相談会の実施	(17)
		寮において、本人申請による入浴・トイレ等ホームヘルパーの活用	(15)
		関係機関、事業主、本人、本人家族等を招聘しての拡大ケース会議の開催(支援体制等の検討)	(17)
		生活指導事務嘱託員、心理相談事務嘱託員、看護業務嘱託員、就職支援事務嘱託員の配置	(11)
		障害等に応じて、インターナーシップによる就業体験機会の提供等、個別の就職支援の実施	(17)
		ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等との連絡会議等の実施	(17)
	その他	入校選考時、試験時間の延長(両上肢機能障害)	(19)
		地域障害者職業センター、ハローワーク、医療機関、支援機関等からの情報収集	(16)
		入校選考時、解答用紙の拡大(巧緻性の低下に配慮)	(19)

障害種別	配慮内容	支援内容分類	
下肢切断	支援・配慮する上での職業訓練上の基盤環境整備		
		エレベーター、手すり、スロープ、車いす専用トイレ、男子寮の浴槽へのスロープ、男子寮のトイレ横にシャワー個室、建物入口は自動ドア、屋内ドアは吊り戸の引き戸	一
		体調不良の場合の保健室(看護業務嘱託員の配置)	一
		個々の障害者の状況により個別対応が必要となる職業訓練上の支援・配慮	
		訓練方法 机の高さ調整や座席位置への配慮	(9)
		支援体制 入校当初の施設内・施設付近についてのオリエンテーションの実施	一
		企業に理解促進を図るための障害者校の訓練状況の視察、説明会の実施	(18)
		事業所に対する障害者採用に向けた職場環境整備等のコンサルティングの実施(車イス)	(18)
		生活指導事務嘱託員、心理相談事務嘱託員、看護業務嘱託員、就職支援事務嘱託員の配置	(11)
		障害等に応じて、インターンシップによる就業体験機会の提供等、個別の就職支援の実施	(17)
		ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等との連絡会議等の実施	(17)
		就職後・一人暮らしを始める生徒に対し車椅子用に改造可能な物件探しの支援	(19)
		その他 車いす使用者に対しては試験会場での座席位置を配慮	(19)

障害種別	配慮内容	支援内容分類	
下肢機能障害	支援・配慮する上での職業訓練上の基盤環境整備		
		休憩室、健康管理室の設置	一
		エレベーター、手すり、スロープ、車いす専用トイレ、男子寮の浴槽へのスロープ、男子寮のトイレ横にシャワー個室、建物入口は自動ドア、屋内ドアは吊り戸の引き戸	一
		車椅子を使用する寮生の入浴において、脱衣、入浴が容易に移動できる専用の進入口を設けている。	一
		個々の障害者の状況により個別対応が必要となる職業訓練上の支援・配慮	
		訓練内容 移動が多く伴わない、重量物の運搬等が伴わない作業(職務)への就業を想定した訓練	(3)
		個々人の適応状況や病院の通院等に配慮し、カリキュラム等を個人的・彈力的に変更調整	(4)
		訓練方法 個別訓練カリキュラム、支援計画についての事前説明及び本人の意思確認(訓練開始時点、変更時点、修了時点)	(4)
		障害状況に応じて試験や訓練課題の時間の延長を行う。	(9)
		机の高さ調整や座席位置の配慮	(9)
		パソコン、プリンタ、その他訓練機器や教材等を使用しやすい高さ・場所を考慮して配置	(9)
		訓練中のトイレ時間の配慮	一
		訓練室内的温度の調整	一
		月1回、精神科医・内科医によるメンタル相談、健康相談やアドバイス等を実施	(16)
		支援体制 入校当初の施設内・施設付近についてのオリエンテーションの実施	一
		事業所に対する障害者採用に向けた職場環境整備等のコンサルティングの実施(車イス)	(18)
		看護師や医療機関と連携した健康相談、受診等の健康管理	(16)
		必要に応じて校内及び校外実習の際の移動補助の実施	(13)
		ハローワークによる職業相談への同行	(11)
		ハローワーク担当者を招聘しての相談会の実施	(17)
		寮において、本人申請による入浴、トイレ等ホームヘルパーの活用	(15)
		関係機関、事業主、本人、本人家族等を招聘しての拡大ケース会議の開催(支援体制等の検討)	(17)
		生活指導事務嘱託員、心理相談事務嘱託員、看護業務嘱託員、就職支援事務嘱託員の配置	(11)
		障害等に応じて、インターンシップによる就業体験機会の提供等、個別の就職支援の実施	(17)
		ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等との連絡会議等の実施	(17)
		企業に障害の理解促進を図るための障害者校への訓練状況の視察誘致、企業説明会等の開催	(18)
		就職後、一人暮らしを始める生徒に対し車椅子用に改造可能な物件探しの支援	(19)
		その他 地域障害者職業センター、ハローワーク、医療機関、支援機関等からの情報収集	(16)
		車いす使用者に対しては試験会場での座席位置を配慮	(19)

障害種別	配慮内容	支援内容 分類	
	支援・配慮する上での職業訓練上の基盤環境整備		
	休憩室、健康管理室の設置 エレベーター、手すり、スロープ、車いす専用トイレ、オストメイト、男子寮の浴槽へのスロープ、男子寮のトイレ横にシャワー個室、建物入口は自動ドア、屋内ドアは吊り戸の引き戸 各科に体温調節のための保冷剤等や水を冷やすために冷蔵庫を設置している。 車椅子使用者の寮の入浴において、脱衣、入浴が容易に移動できる専用の進入口を設けている。	一 一 一 一	
	個々の障害者の状況により個別対応が必要となる職業訓練上の支援・配慮		
体幹機能障害	訓練内容	障害状況に応じて試験や訓練課題の時間の延長を行う。 移動が多く伴わない、重量物の運搬等が伴わない作業(職務)への就業を想定した訓練	⑨ ③
	訓練方法	個別訓練カリキュラム、支援計画についての事前説明及び本人の意思確認(訓練開始時点、変更時点、修了時点) 席の配置に関する配慮 机の高さ、椅子の調整 訓練室内的温度の調整 トラックボール、入力補助具の使用 筆記に時間がかかる場合には、板書等すぐには消さない 筆記が難しい場合には、資料配付、パソコンや携帯端末を利用 マウスをトラックボールに変更するなど入力装置の工夫	④ ⑨ ⑨ 一 ⑧ ⑩ ⑩ ⑧
	支援体制	看護師や医療機関と連携した健康相談、受診等の健康管理 必要に応じて校内及び校外実習の際の移動補助の実施 ハローワークによる職業相談への同行 ハローワーク担当者を招聘しての相談会の実施 寮において、本人申請に基づき訪問介護等の支援を得る。 必要に応じて関係機関、事業主、本人、本人家族等を招聘しての拡大ケース会議の開催(支援体制等の検討) 生活指導事務嘱託員、心理相談事務嘱託員、看護業務嘱託員、就職支援事務嘱託員の配置 障害等に応じて、インターンシップによる就業体験機会の提供等、個別の就職支援の実施 ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等との連絡会議等の実施 企業に障害の理解促進を図るために障害者校への訓練状況の視察誘致、企業説明会等の開催 就職後、一人暮らしを始める生徒に対し車椅子用に改造可能な物件探しの支援	⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯
	その他	地域障害者職業センター、ハローワーク、医療機関、支援機関等からの情報収集 車いす使用者に対しては試験会場での座席位置を配慮	⑯ ⑯

障害種別	配慮内容	支援内容 分類	
	支援・配慮する上での職業訓練上の基盤環境整備		
	休憩室、健康管理室の設置	一	
	個々の障害者の状況により個別対応が必要となる職業訓練上の支援・配慮		
内臓機能障害	訓練内容	人工透析等に配慮した訓練時間・訓練カリキュラムの調整 通院時間の確保 体調に応じた訓練時間の短縮、休憩時間の確保 身体的負担の少ない作業(職務)への就業を想定した訓練の検討	④ ④ ④ ③
	訓練方法	個別訓練カリキュラム、支援計画についての事前説明及び本人の意思確認(訓練開始時点、変更時点、修了時点)	④
	支援体制	看護師や医療機関と連携した健康相談、受診等の健康管理 ハローワークによる職業相談への同行 ハローワーク担当者を招聘しての相談会の実施 関係機関、事業主、本人、本人家族等を招聘しての拡大ケース会議の開催(支援体制等の検討) 生活指導事務嘱託員、心理相談事務嘱託員、看護業務嘱託員、就職支援事務嘱託員の配置 障害等に応じて、インターンシップによる就業体験機会の提供等、個別の就職支援の実施 ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等との連絡会議等の実施 企業に障害の理解促進を図るために障害者校への訓練状況の視察誘致、企業説明会等の開催	⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯
	その他	地域障害者職業センター、ハローワーク、医療機関、支援機関等からの情報収集 疾病について正しい理解を得る職員研修の実施等	⑯ 一

障害種別	配慮内容	支援内容分類
精神障害	支援・配慮する上での職業訓練上の基盤環境整備	
	体調が悪くなった場合に休める休憩室の整備	一
	個別に相談のできる相談室の整備	一
	外窓が大きく開けられないようにロックを付けた	一
	個々の障害者の状況により個別対応が必要となる職業訓練上の支援・配慮	
	訓練内容	精神障害者専門の訓練コースの設置(負担感が無く達成感が得られるカリキュラムの策定、訓練時間の調整) ②
		導入訓練の実施(目的:訓練科・コースの決定、個別訓練カリキュラムの策定、個別配慮事項等の見極め、支援計画の策定) ①
		通院状況や体調、訓練進歩状況、就職活動状況に配慮した訓練カリキュラムの弾力的運用・変更 ④
		精神科医、薬剤師による病気、障害および服薬についての講義を実施 ⑯
		就労現場のイメージの獲得、職場への不安を緩和するための職場体験実習(1週間程度)の実施 ⑪
		訓練を継続して受講できるように訓練開始時間を遅く設定(午前10時10分開始) ③
		技能訓練よりも社会生活技能を高める訓練を実施する ⑫
	訓練方法	個別訓練カリキュラム、支援計画についての本人への事前説明及び本人の意思確認(訓練開始時点、変更時点、修了時点) ④
		朝礼における1日の訓練の流れの確認、終礼における1日の訓練の振り返り、週末のミーティングにおける1週間の訓練の振り返りの実施 ③
		内容に応じ、グループ又は個別による訓練の実施 ④
		職場実習先事業所、就職先事業所の業務内容に合わせた教材の作成 ⑥
		オープン就労をめざし、自分に合った働き方を具体的にイメージできるよう個々の目的に合った職場体験実習(2回)を実施 ⑪
		本人希望による教室や実習室での座席位置の調整 ⑩
		月1回、精神科医・内科医によるメンタル相談、健康相談やアドバイス等を実施 ⑯
	支援体制	医療情報助言者の配置 ⑯
		保健室に正規職員の看護師を配置し、訓練生の健康管理に対応 ⑯
		精神保健福祉士を嘱託職員で半日配置(毎日)し、訓練生の相談に対する助言・指導に対応 ⑪
		家族・医療機関と連携して、情報の共有や障害者校として行えない支援の依頼 ⑯
		事業主の精神障害への理解促進のための職場開拓推進員の配置 ⑯
		事業所に対する精神障害者採用に向けた職場環境整備や指導方法等のコンサルティングの実施 ⑯
		社会生活指導員の配置 ⑫
		医療機関と連携した健康相談、受診等の健康管理 ⑯
		受診同行による主治医との意見交換の実施(本人の希望がある場合) ⑯
		ハローワークによる職業相談への同行 ⑦
		ハローワーク担当者を招聘しての相談会の実施 ⑦
		関係機関、事業主、本人、本人家族等を招聘しての拡大ケース会議の開催(支援体制等の検討) ⑦
		障害等に応じて、インターンシップによる就業体験機会の提供等、個別の就職支援の実施 ⑦
		企業に障害の理解促進を図るための障害者校への訓練状況の視察誘致、企業説明会等の開催 ⑮
		体調や服薬などの健康管理について、専門機関(医師等)や家族と連携・調整 ⑯
		インターンシップ(実務実習)の実施前に、障害に対する理解と業務指示方法及び実習内容について、企業担当者と十分協議を行う。 ⑦
		就労支援機関に登録することを推奨し、修了後の相談窓口を確保し、継続した支援を本人が受けられるようにする。(校としては修了後1年ぐらいいのアフターケアをしている) ⑦
		就職した会社から希望があった場合、本人の承諾を得て支援機関と連携して、障害理解の説明に行く ⑯
	その他	事前説明会(訓練内容説明・施設見学・質疑応答)の実施 一
		地域障害者職業センター、ハローワーク、医療機関、支援機関等からの情報収集 ⑯
		入校選考にあたり、入校ガイダンス(5回程度)、体験入校(3回程度)の実施 一
		職員の研修(年4回実施) 一
		職員を対象にした精神科医による精神保健福祉相談(月1回実施) 一

障害種別	配慮内容	支援内容分類	
高次脳機能障害	支援・配慮する上での職業訓練上の基盤環境整備		
		気候・天候等の変化により体調が悪くなった場合に休める休憩室の整備	一
		個別に相談のできる相談室の整備	一
		個々の障害者の状況により個別対応が必要となる職業訓練上の支援・配慮	
		訓練内容	
		高次脳機能障害者専門の訓練コースの設置(達成感が得られるカリキュラムの策定、訓練時間の調整)	②
		導入訓練の実施(目的:訓練科・コースの決定、個別訓練カリキュラムの策定、個別配慮事項等の見極め、支援計画の策定)	①
		通院状況や体調、訓練進歩状況、就職活動状況に配慮した訓練カリキュラムの弾力的運用・変更	④
		訓練方法	
		疲労(脳疲労)の確認と休憩の取り方に関する指導	④
		就労現場のイメージの獲得、職場への不安を緩和するための職場体験実習(1週間程度)の実施	⑦
		個別訓練カリキュラム、支援計画についての本人への事前説明及び本人の意思確認(訓練開始時点、変更時点、修了時点)	④
		朝礼における1日の訓練の流れの確認、終礼における1日の訓練の振り返り、週末のミーティングにおける1週間の訓練の振り返りの実施	③
		内容に応じ、グループ又は個別による訓練の実施	④
		職場実習先事業所、就職先事業所の業務内容に合わせた教材の作成	⑥
		記憶の定着のため、板書以外の必要事項や作業手順をノート化する習慣を指導する	⑩
		訓練生間のコミュニケーションを励行	⑫
		同じミスを繰り返しても根気強く指導する	⑩
		支援体制	
	高次脳機能障害専門の医療情報助言者の配置	⑯	
	社会生活指導員の配置	⑰	
	保健室に正規職員の看護師を配置し、訓練生の健康管理に対応	⑯	
	精神保健福祉士を嘱託職員で半日配置(毎日)し、訓練生の相談に対する助言・指導に対応	⑪	
	家族・医療機関と連携して、情報の共有や障害者校として行えない支援の依頼	⑯	
	事業主の高次脳機能障害への理解促進のための職場開拓推進員の配置	⑯	
	事業所に対する高次脳機能障害者採用に向けた職場環境整備や指導方法等のコンサルティングの実施	⑯	
	医療機関と連携した健康相談、受診等の健康管理	⑯	
	受診同行による主治医との意見交換の実施(本人の希望がある場合)	⑯	
	ハローワークによる職業相談への同行	⑰	
	ハローワーク担当者を招聘しての相談会の実施	⑰	
	関係機関、事業主、本人、本人家族等を招聘しての拡大ケース会議の開催(支援体制等の検討)	⑰	
	障害等に応じて、インターンシップによる就業体験機会の提供等、個別の就職支援の実施	⑰	
	ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等との連絡会議等の実施	⑰	
	企業に障害の理解促進を図るための障害者校への訓練状況の視察誘致、企業説明会等の開催	⑯	
	その他		
	見学説明会(訓練内容説明)の実施	一	
	地域障害者職業センター、ハローワーク、医療機関、支援機関等からの情報収集	⑯	

別添6

調査票要件・支援内容コード表

調査票要件・支援内容コード表

支援内容の分類区分	
【受講のための環境整備・訓練上の配慮等】	
①	入校時において、個々の状況に応じた方法を用いて本人の障害状況等を把握し、入校後の訓練カリキュラムの策定等を行っている
②	障害に配慮した特別な訓練科あるいは訓練コースを設置している
③	障害に配慮した特別なカリキュラムを策定している
④	通院や適応状況に配慮してカリキュラムを弾力的・個別的に設定、実施している
⑤	マンツーマンまたはこれに準じる訓練上の支援を行っている
⑥	障害に応じたテキストや作業指示書を作成し訓練を実施している
⑦	障害に応じた支援機器の開発・試行を行っている
⑧	専用機器・ソフトの活用方法と業務への応用の教示を行っている
⑨	教材の読み上げ、ページめくり、検定試験のマークシート代筆、検定時間延長、コピークリップ押印補助等の作業を補助している
⑩	通常の指示が理解され難い場合等に、通常より時間をかけて伝達したり、代替手段や補助教材等を活用して理解度を確認している
⑪	日常生活の不安、悩み事等について個別ガイダンスを実施し、健康・生活面の把握を行っている
⑫	対人技能、社会生活技能を重視した職業生活指導を実施している
【生活支援】	
⑬	校内及び校外実習の際の移動補助を行っている
⑭	天候に応じた通勤支援等を実施している
⑮	食事、トイレ、入浴等生活に係る配慮を行っている(訪問介護員等の活用による場合を含む)
⑯	体調や服薬などの健康管理について、専門機関や家族と連携・調整している
【就職支援等】	
⑰	障害等に応じて、就職活動における基礎知識の付与、職場実習による就業体験機会の提供等、個別の就職支援を行っている
⑱	障害者校での訓練状況の観察や説明会等を通じて、企業に障害の理解の促進を図るとともに、個々の障害者が就職するために必要となる職場環境の整備のコンサルティングを行っている
【その他】	
⑲	その他個別の支援事項を行っている()

